

第2期平戸市地域福祉計画



平成 30 年 3 月

長崎県 平戸市

はじめに

全国的な少子高齢化や家族形態の変化等に伴い、福祉行政に求められる市民ニーズもますます多様化し、「地域福祉」の重要性が高まっています。地域福祉をより充実させていくためには、行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての市民、地域の各種団体がそれぞれの役割を分担し、協働することが重要となります。

このような中、平成 20 年度策定の平戸市地域福祉計画を検証し、「第 2 次平戸市総合計画」、「福祉関連計画」等との整合性を図り、今後 10 年間（平成 30 年度～39 年度）の本市の社会福祉行政全般に係る基本的指針として「第 2 期平戸市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、「誰もが気軽に地域活動に参加する地域づくり」、「協力して支え合う関係づくり」、「生活を支える福祉サービスの基盤づくり」、「安心して暮らせる地域づくり」の 4 つの基本目標を掲げ「市民」、「地域」、「行政」等がそれぞれ協働して取り組むべき内容を取りまとめたものです。

計画の策定にあたっては、地域住民の方々の生の声をできる限り計画に反映するため、策定委員会の委員の公募や市民アンケートの実施、福祉施設関係者のご意見聴取、パブリックコメントの実施など、計画の策定段階から市民の皆様との協働による計画づくりを進めてまいりました。

今後は、本計画の基本理念であります「一人ひとりが生きがいをもってともに支え合う共生のまちづくり」を構築するため、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進め、地域福祉を推進してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様には、これまで以上に地域に目を向けられ、積極的な関わりを深めていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、本計画の策定に多大なるご尽力を賜りました策定委員会委員の皆様をはじめ、地域福祉アンケート、施設関係者等貴重なご意見をいただいた多くの市民の方々に心から感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

平戸市長 **黒田 成彦**

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の目的	2
3. 計画の位置付け及び必要性	3
4. 計画の期間	4
5. 関連計画との関係	4
第2章 平戸市の地域を取り巻く現状	5
1. 地域福祉を取り巻く状況	5
(1) 人口	5
(2) 出生・死亡	8
(3) 世帯	9
(4) 障がい者（難病患者）	10
(5) 介護	12
(6) 生活困窮者	13
第3章 計画の基本的な考え方	14
1. 基本理念	14
2. 基本目標	15
3. 計画の体系	16
第4章 施策の展開	17
基本目標1 誰もが気軽に地域活動に参加する地域づくり	18
1 人権や福祉について学ぶ場をつくる	18
2 気軽に参加できる交流の場を広めていく	23
3 地域の活動や行事に参加しやすくする	25
4 ボランティア活動に参加しやすくする	27
基本目標2 協力して支え合う関係づくり	30
1 福祉サービスの量や質の充実を図る	30
2 連携しながら相談支援を進める	35
3 包括的な支援の充実を図る	37
基本目標3 生活を支える福祉サービスの基盤づくり	40
1 福祉サービスの情報をわかりやすく伝える	40
2 身近で気軽な相談支援を進める	44
3 相談支援の専門性や利便性を向上させる	46

基本目標 4 安心して暮らせる地域づくり	49
1 隣近所などでの身近な助け合いを進める	49
2 地域での組織的な支援を進める	52
3 災害時の避難に備える	57
第 5 章 計画の推進に向けて	60
1. 協働による計画の推進	60
(1) 住民の役割	60
(2) 地域の組織・団体の役割	60
(3) ボランティア団体の役割	60
(4) 福祉サービス事業者の役割	61
(5) 社会福祉協議会の役割	61
(6) 行政の役割	61
2. 計画の進行管理	61
資料編	62
(1) 平戸市地域福祉計画策定委員会条例	62
(2) 平戸市地域福祉計画策定委員会委員名簿	64
(3) 平戸市地域福祉計画策定委員会開催状況	65
(4) 用語解説	66
(5) アンケート調査の概要	73

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

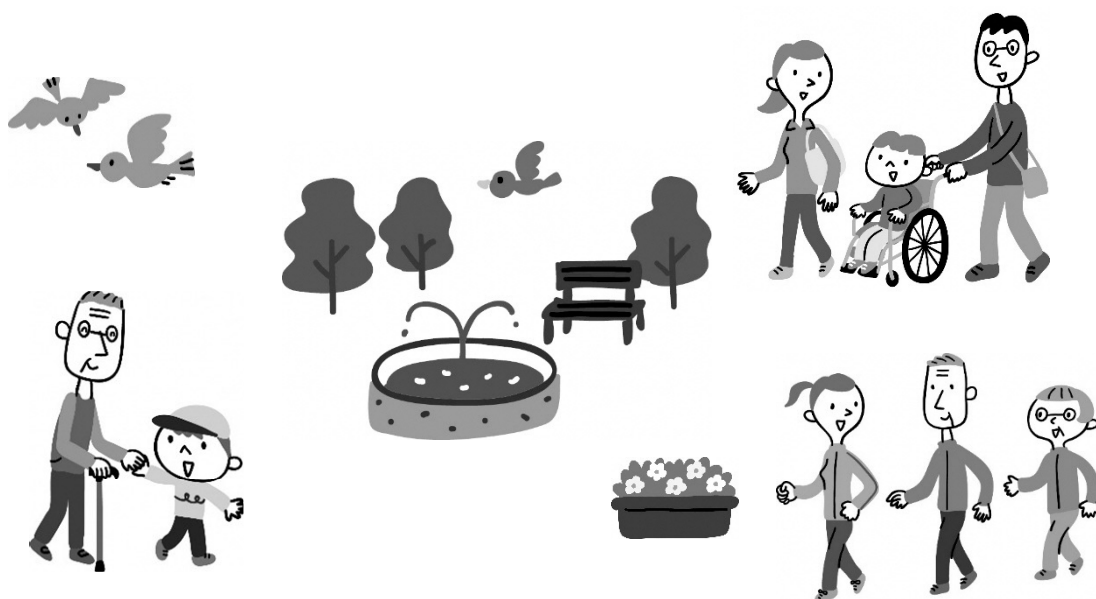
近年、晩婚化、未婚化や共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などにより、全国的に出生数は、減少傾向となる一方で、医療の発達などによって平均寿命は延びており、全国的に少子高齢化が進行しています。

また、都市化・情報化の進展、個人の価値観や生活様式の多様化などから、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、お互いの顔が見えにくい状況が広がっています。こうした社会を背景に、虐待や孤立死、消費者被害トラブル、生活困窮、子どもの貧困といったさまざまな社会課題や生活課題が発生しています。

これら多様化する課題に対して、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度をはじめとして福祉施策の創設・改正によって、さまざまな公的サービス（制度）が提供されていますが、必要なサービスや支援につながらないまま生活困窮に陥る人などもおり、すべての課題を同時に解決することは困難です。

一方、東日本大震災が発生し、地域における支え合い・助け合いの大切さが再認識されました。助け合いの基盤は、人と人とのつながりであり、地域住民が助け合いの意識を高め、互いに声を掛け合うことが“地域の絆づくり”につながります。

そのために、地域の人と人をつなぐを大切に、他人を思いやり、だれもが安心して暮らしていくことができる社会を構築することが求められています。



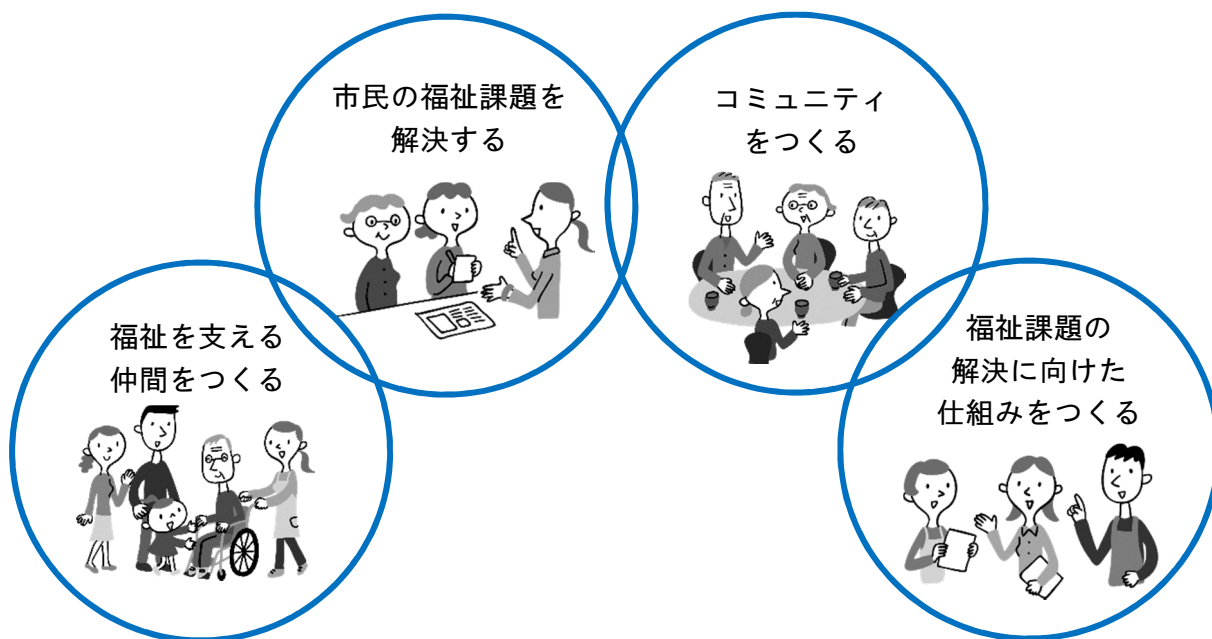
2. 計画策定の目的

今後、ますます「地域福祉」の重要性が高まるなか、平戸市においても、住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域のさまざまな人たちによる支え合いや助け合い、福祉サービスの充実などを目的とした「第2期平戸市地域福祉計画」を策定しました。

地域福祉とは「住みなれた地域社会のなかで、家族、近隣の人々、知人、友人などとの身近な方々との支え合いや助け合いなどの“つながり”を保ちながら、自分の持っている考えやアイデア、技術などを活かし、誰もが自分らしく、誇りをもって、安心して暮らし続けることができる地域社会を創っていくこと」をいいます。

本市の地域福祉をより充実させていくためには、行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての市民、各種団体がそれぞれの役割を分担し、適切に協働することが必要です。そのため、計画策定段階から、市民、地域団体、社会福祉協議会、行政等の協働を推進し、今後も地域の課題を認識・共有しながら、改善に向けた取り組みを行います。

「地域福祉」の主な内容



少子高齢化や家族形態の変化にともない、一人ひとりが抱える生活課題も多様化しています。これらに対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分でなく、地域に住む私たち自身が、身近にあるさまざまな福祉ニーズに目をむけ、地域全体で取り組むことが求められています。

3. 計画の位置付け及び必要性

本計画は、平成 12 年6月に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、平成 15 年4月 1 日から施行された同法第 107 条の規定を受け、平戸市として策定するもので、平成 20 年策定の前計画を検証し、本計画では「平戸市総合計画」を上位計画とし、これまでに策定され、実行されてきた各分野別の福祉計画との整合を図っています。

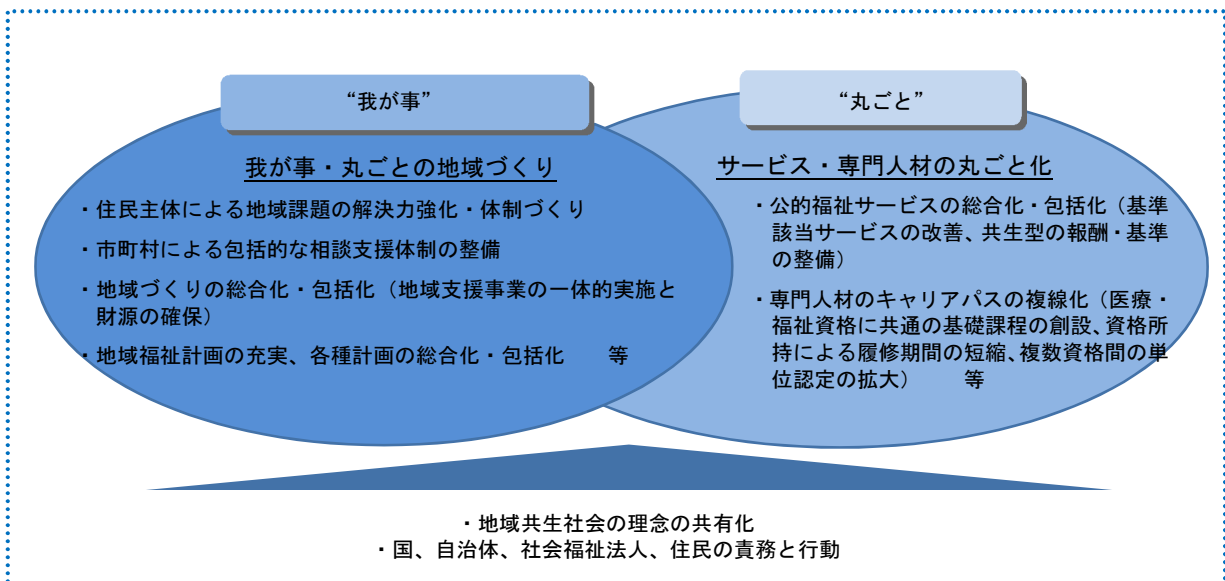
また、行政と社会福祉協議会が一体となり、地域福祉を軸として共に地域の生活・福祉課題を解決していくため、同法第 109 条に規定されている平戸市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とともに、地域で支え合う仕組みを構築し、市民の地域福祉活動の創出や活動の活性化を図るなど、実効性を高める計画として策定しています。

平成 29 年6月には、地域包括ケアシステムの深化・推進を大きな柱の一つにした「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。このなかで、社会福祉法の改正にあたっては、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの方向性が示されました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものです。

具体的には、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民や世帯が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握と関係機関との連携などによる解決が図られることをめざすことが明記されました。

■「地域共生社会」実現の全体像イメージ（たたき台）



資料：地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現

（厚生労働省 第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料 平成 28 年7月 15 日）

4. 計画の期間

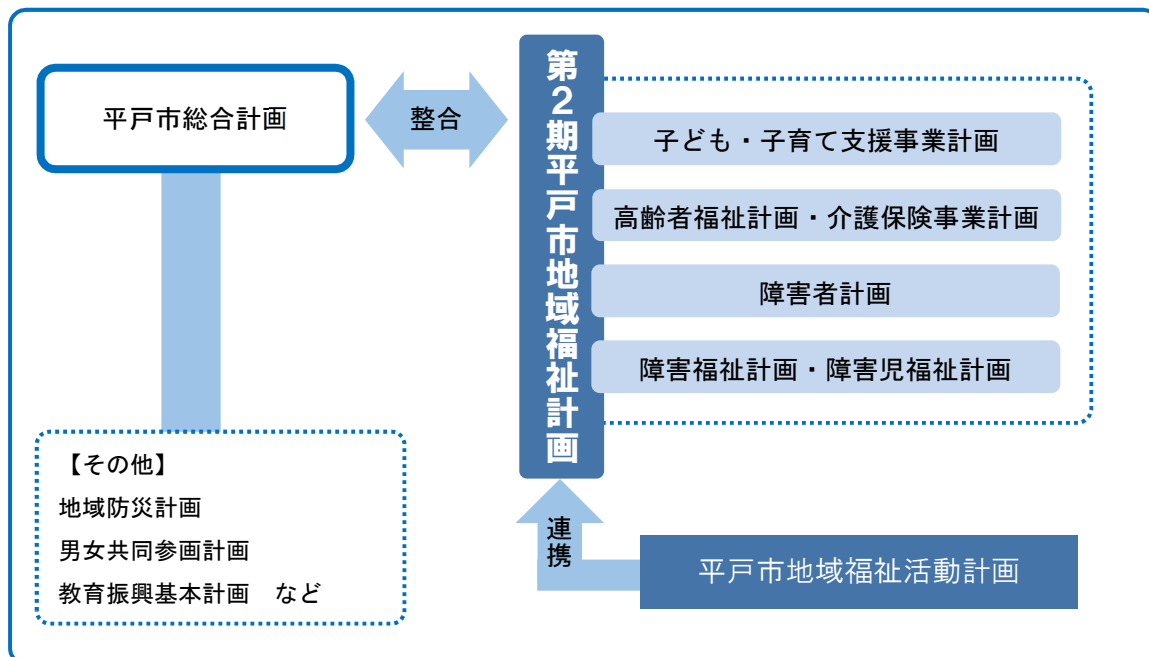
本計画の計画期間は平成 30 年度から平成 39 年度までの 10 年間とし、社会情勢の変化や市民のニーズなどをふまえ必要に応じて見直しを行います。

5. 関連計画との関係

本計画は「平戸市総合計画」のもと、地域の中で支え合い、安心して健やかに暮らせる医療と介護の充実した生活を送ることができるよう支援する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、障がいのある人もない人も、一人ひとりが尊重され、誰もが心豊かに暮らせるよう支援する「障害者計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」、子育て中の家庭を行政や身近な地域で支える「子ども・子育て支援事業計画」等、その他の分野の個別計画を「地域」や「生活」といった視点で横断的に取りまとめ、総合化することで、市の地域福祉に必要な考え方や方向性、取り組み方法を集約し、地域の福祉力を高めていくものです。

なお、地域福祉を推進する具体的な取り組みについては、平戸市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との整合を図り、相互に連携・協力しながら進めていくものとします。

■総合計画及び分野別計画との関係



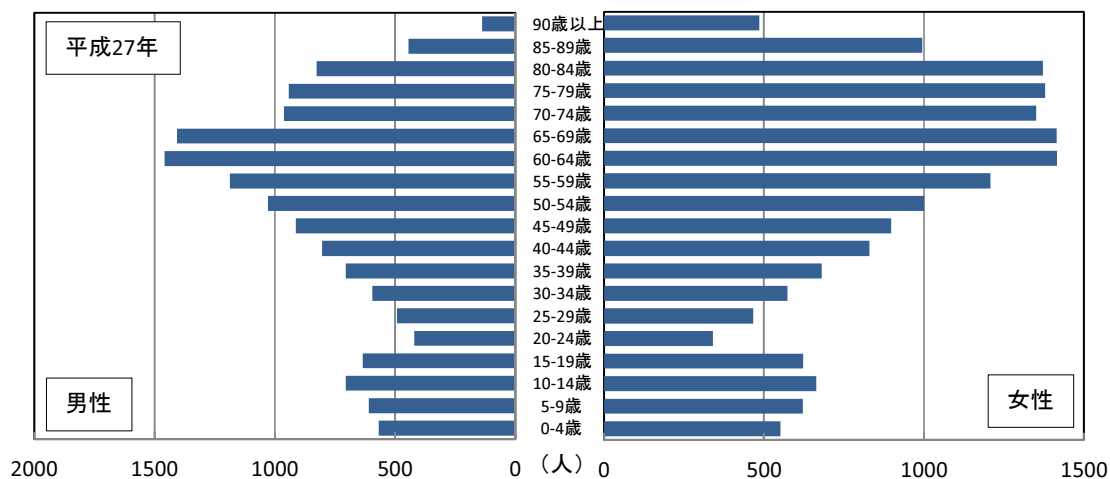
第2章 平戸市の地域を取り巻く現状

1. 地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口

① 人口ピラミッド

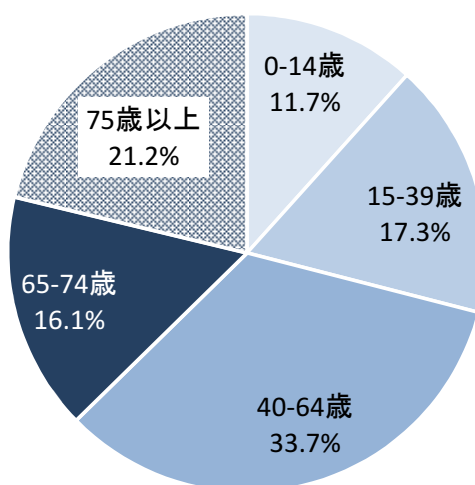
平戸市の人口ピラミッドをみると、第1次ベビーブーム期のふくらみが特徴的となっており、その後は出生数の減少でピラミッドのすそは狭まっています。



資料: 国勢調査

② 年齢5区分別人口割合

年齢5区分別人口割合をみると、65-74 歳（16.1%）、75 歳以上（21.2%）の高齢者の割合が高くなっています。

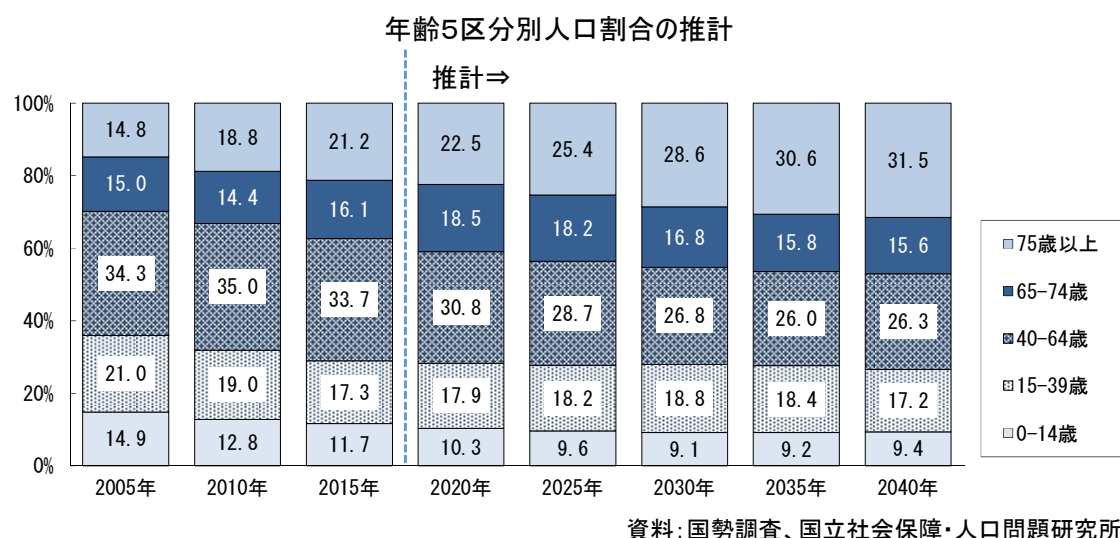
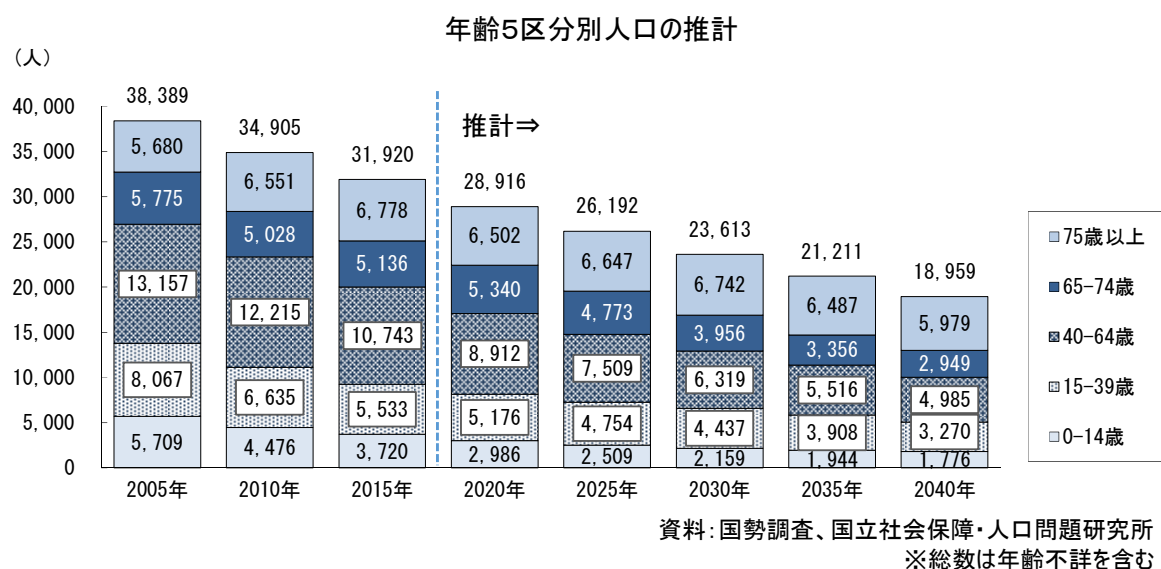


資料: 国勢調査

③ 人口の推移

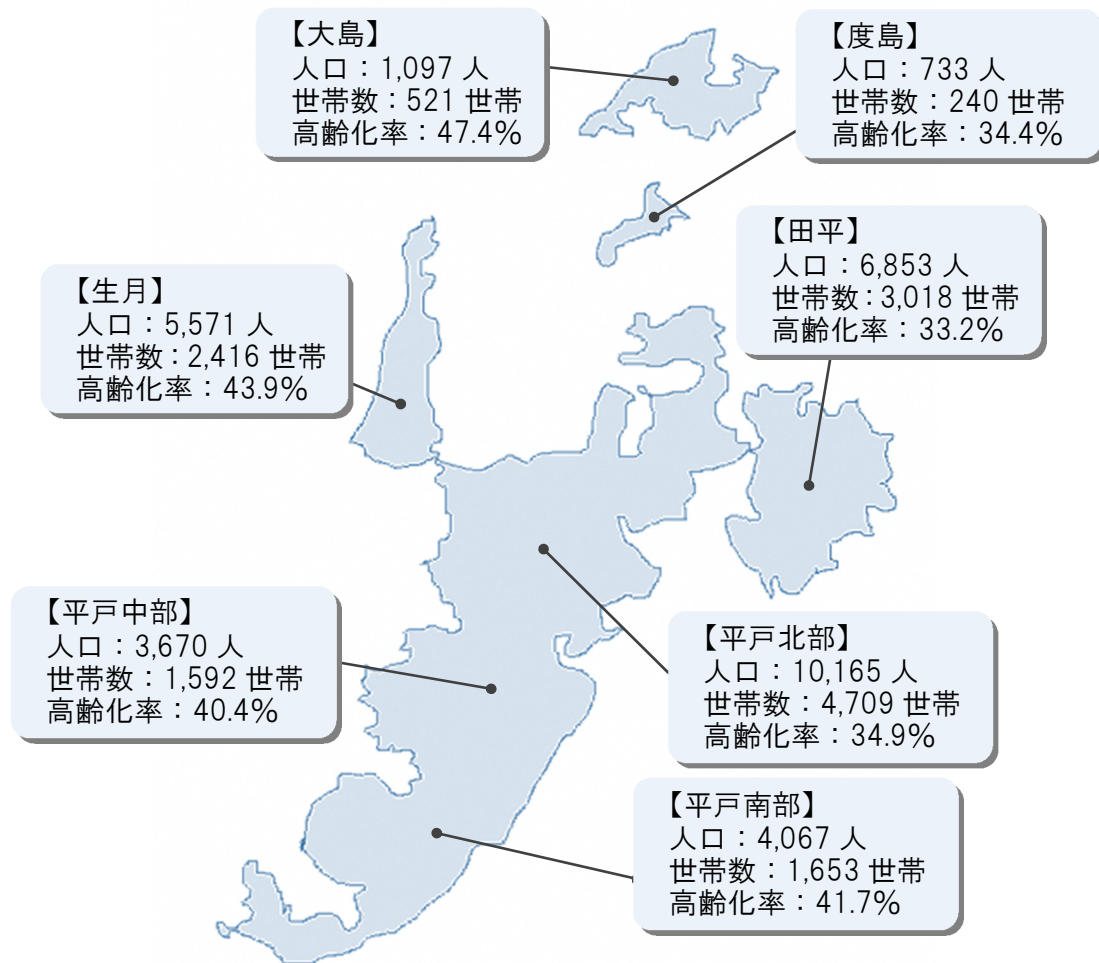
平戸市では 2005 年から 2015 年にかけて総人口が減少し続けており、今後も引き続き人口減少が予測されています。また、年齢5区分別にみると、2005 年から 2015 年まで、0-14 歳、15-39 歳、40-64 歳が減少する一方、65-74 歳、75 歳以上の高齢者人口は増加しています。

年齢5区分別人口割合の推計で 2005 年と 2015 年を比較すると、年少人口（0-14 歳）は 3.2 ポイントの減少に対し、高齢者人口（65-74 歳、75 歳以上）は 7.5 ポイント増加しており、今後も急速な高齢化が予測されています。



④ 地区別人口の状況

地区別人口をみると、7地区に共通して少子高齢化は進行しており、特に大島地区（47.4%）、生月地区（43.9%）、平戸南部地区（41.7%）、平戸中部地区（40.4%）では高齢化率が40%を超えています。今後も高齢化は進行することが考えられますが、誰もが生涯にわたっていきいきと住み慣れた地域で過ごせるよう、地域のつながりを再構築し、地域の助け合いを促進することが大切です。



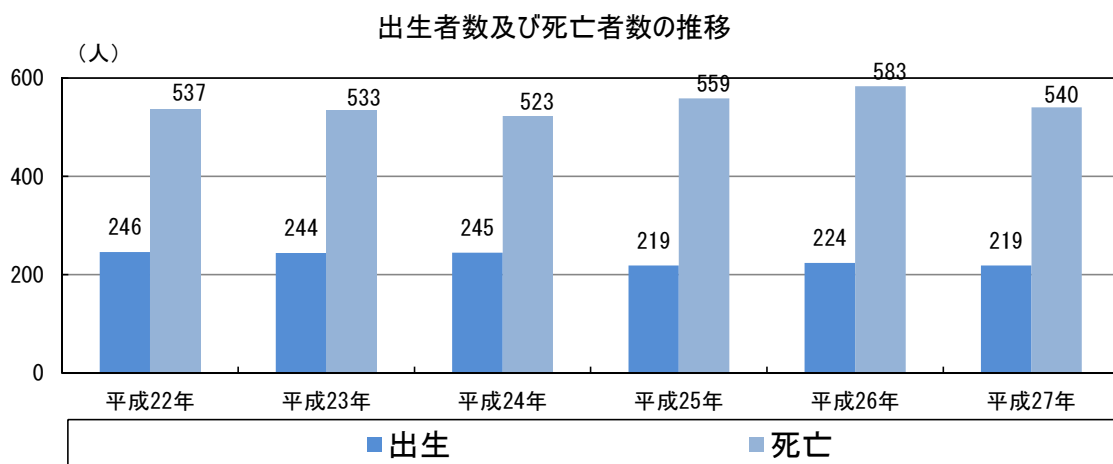
	人口(人)				世帯数(世帯)	高齢化率(%)
	総人口	0～14歳	15～64歳	65歳以上		
平戸北部	10,165	1,268	5,351	3,546	4,709	34.9
平戸中部	3,670	367	1,820	1,483	1,592	40.4
平戸南部	4,067	450	1,923	1,694	1,653	41.7
生月	5,571	435	2,691	2,445	2,416	43.9
田平	6,853	912	3,663	2,278	3,018	33.2
大島	1,097	92	485	520	521	47.4
度島	733	94	387	252	240	34.4
計	32,156	3,618	16,320	12,218	14,149	38.0

資料：平戸市（平成 29 年 11 月 1 日現在人口）

(2) 出生・死亡

① 自然動態人口（出生・死亡）の推移

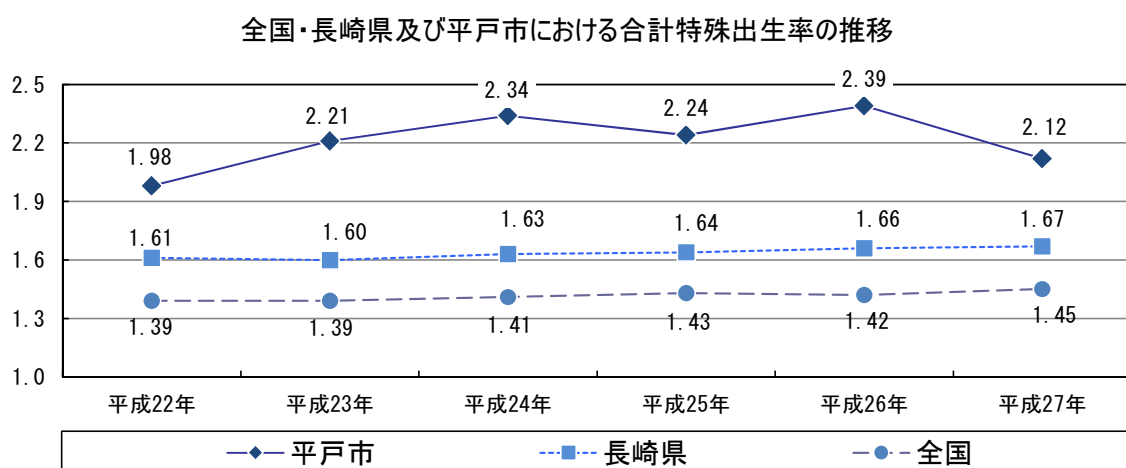
各年において、死亡者数が出生者数を上回っています。出生者数、死亡者数ともに増減を繰り返しながらも、平成 25 年以降はその差が 300 人以上と広がってきています。



資料：長崎県福祉保健課「衛生統計年報（人口動態編）」

② 合計特殊出生率の推移

平戸市の合計特殊出生率は、増減を繰り返しながらも、平成 22 年から国、長崎県より高くなっています。平成 27 年では、国が 1.45 のところ、平戸市では 2.12 となっています。



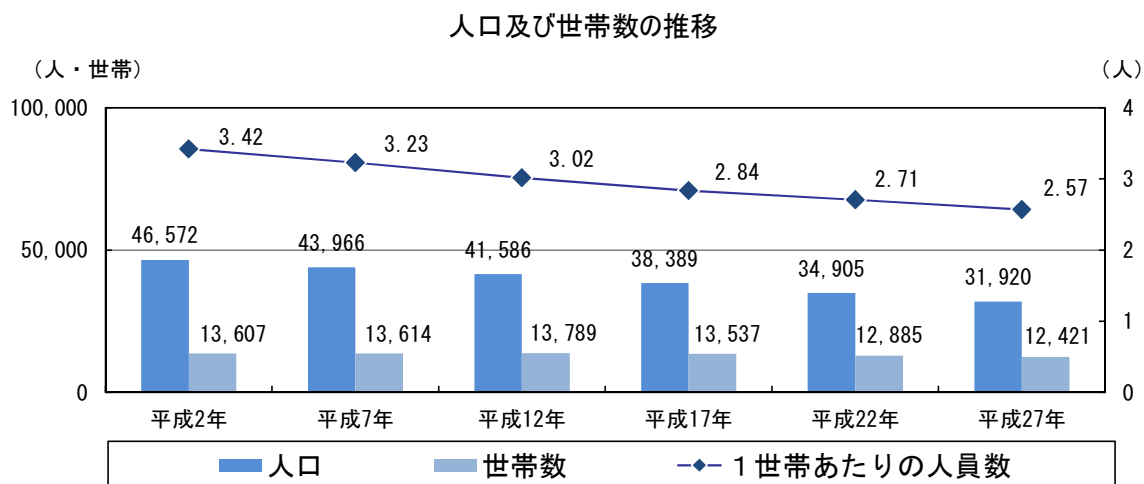
資料：国、県は、厚生労働省 人口動態調査
平戸市の数値は、衛生統計年報〔人口動態編〕長崎県福祉保健課より引用

(3) 世帯

① 世帯数の推移と家族類型別構成率

ア 人口と世帯数の推移

人口は減少傾向、世帯数は平成 12 年まで増加していたものの、それ以降は減少傾向にあります。また、1 世帯あたりの人員数は平成 27 年で 2.57 人と減少し続けています。

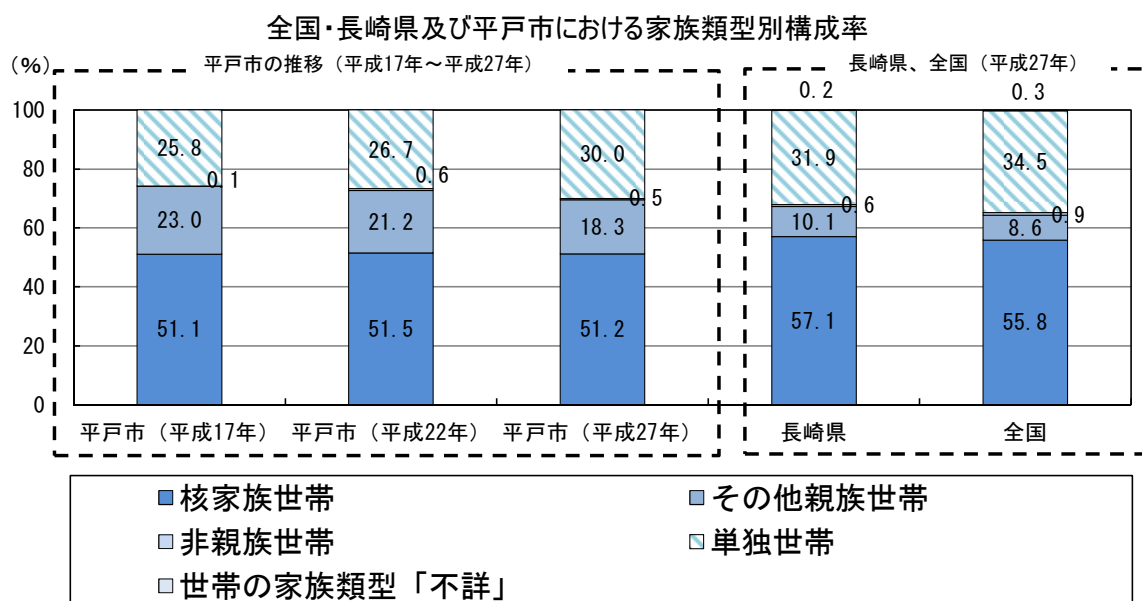


資料: 国勢調査

イ 全国・長崎県・平戸市の世帯の家族類型別構成率

平戸市の世帯の家族類型は、祖父母との同居等の3世代世帯を含めた「その他親族世帯」の割合が 18.3%（平成 27 年）と、全国・長崎県と比較してやや高くなっています。

また、平戸市の推移をみると、「その他親族世帯」は減少、「単独世帯」が増加しています。



資料: 国勢調査(平成 17 年～平成 27 年)
※平成 27 年より『世帯の家族類型「不詳」が追加』

(4) 障がい者（難病患者）

① 障害者手帳所持者数の推移

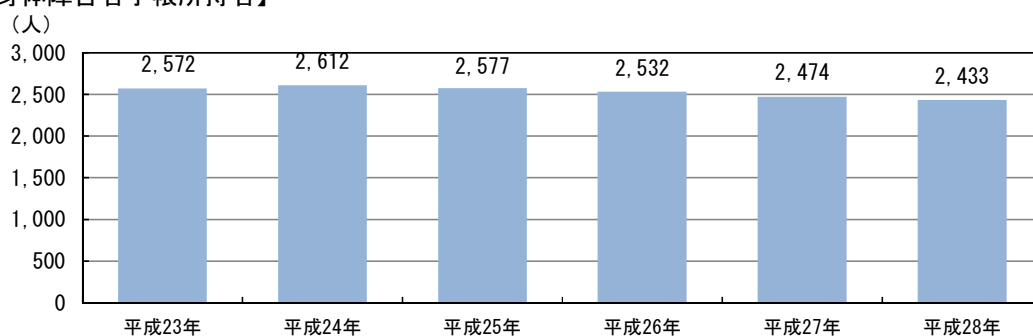
身体障害者手帳の所持者数は、平成 23 年の 2,572 人と平成 28 年の 2,433 人を比較すると 139 人減少しており、減少傾向にあります。

療育手帳の所持者数は、平成 23 年の 382 人と平成 28 年の 417 人を比較すると 35 人増加しており、増加傾向にあります。

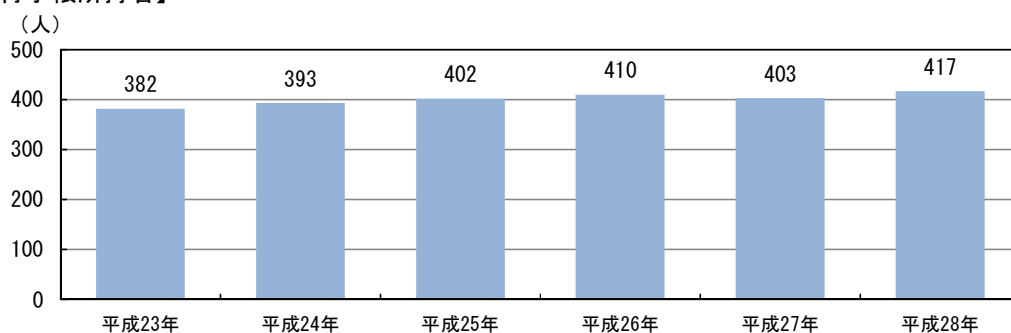
精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成 23 年の 226 人と平成 28 年の 287 人を比較すると 61 人増加しており、増加傾向にあります。

各障害者手帳所持者数の推移

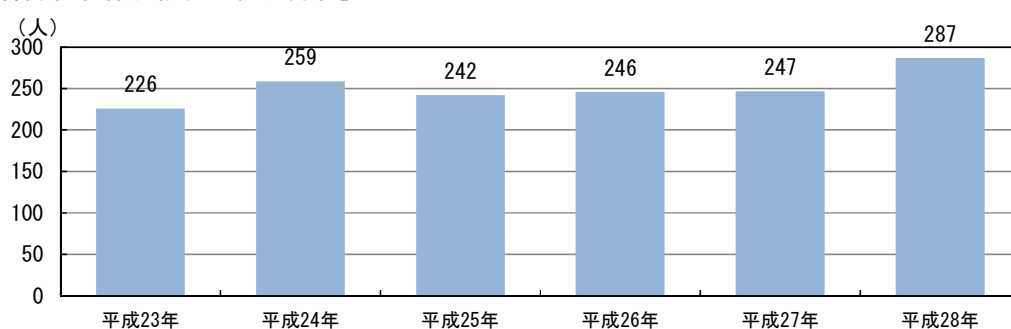
【身体障害者手帳所持者】



【療育手帳所持者】



【精神障害者保健福祉手帳所持者】



資料:平戸市福祉課

② 難病患者の状況

ア 特定医療(指定難病)受給者の推移

平成 27 年 1 月に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、医療費助成の対象とする疾患は新たに指定難病と呼ばれることとなりました。難病は、1) 発病の機構が明らかでなく、2) 治療方法が確立していない、3) 希少な疾患であって、4) 長期の療養を必要とするもの、という 4 つの条件を必要としています。指定難病にはさらに、5) 患者数が本邦において一定の人数(人口の約 0.1%程度)に達しないこと、6) 客観的な診断基準(またはそれに準ずるもの)が成立していること、という 2 条件が加わっています。

平成 25 年 4 月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に定める障がい児・者の対象に難病等が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となっています。

本市では、特定医療(指定難病)受給者は、平成 28 年度末現在で 350 人となっています。患者数は、対象疾病数の追加に伴い、増加している状況です。

特定医療(指定難病)受給者の推移

単位: 人

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
受給者数	259	268	285	312	340	350

※平成 26 年 12 月 31 日までは、特定疾患治療研究事業として対象疾患が 56 疾患だったものが、平成 27 年 1 月 1 日からは、法施行に伴い、指定難病として 110 疾病が対象となり、平成 27 年 7 月からは 306 疾病、平成 29 年 4 月からは 330 疾病が対象となっています。

資料: 長崎県県北保健所(各年 3 月 31 日現在)

イ 小児慢性特定疾病受給者の推移

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となります。小児慢性特定疾患治療研究事業は、児童の健全育成を目的として、疾患の治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分を補助するものです。対象は 18 歳未満の児童等が対象です。(ただし、18 歳到達時点において本事業の対象になっており、かつ、18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満の者も対象とします。)

本市では、小児慢性特定疾病医療費受給者は、平成 28 年度末で 26 人となっています。

小児慢性特定疾病受給者の推移

単位: 人

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
受給者数	32	31	31	23	26	26

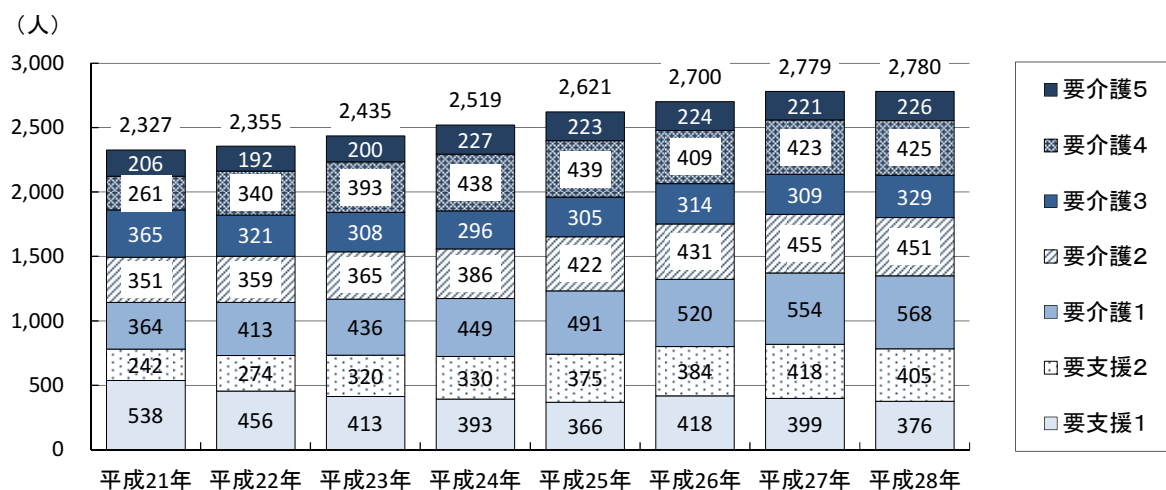
※平成 27 年 1 月、児童福祉法の一部改正により、対象疾患が 11 疾患群から 14 疾患群となっています。

資料: 長崎県県北保健所(各年 3 月 31 日現在)

(5) 介護

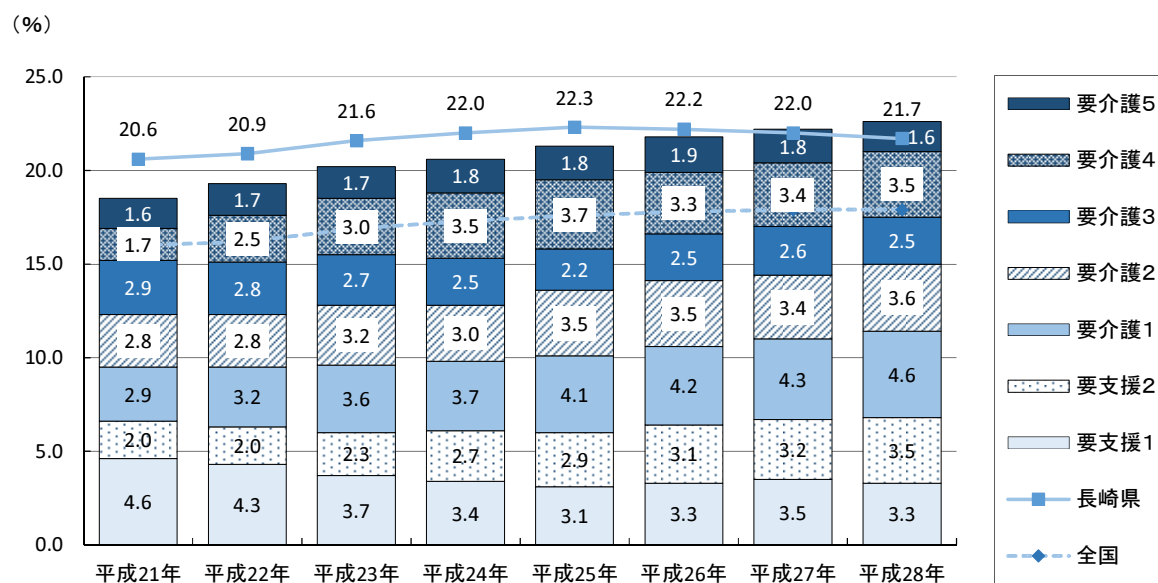
① 要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移をみると、総数は平成21年以降年々増加しており、平成28年には2,780人となっています。特に要介護1、要介護2の認定者数が多くなっています。



② 要介護認定率の推移

要介護認定率の推移をみると、認定率は平成21年以降年々高くなっており、国と比較しても高い傾向にあります。



(6) 生活困窮者

① 生活保護世帯数・人員数の推移

生活保護者の推移をみると、増減を繰り返しながら、平成 28 年では 297 世帯、357 人となっています。

	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平戸北部	79	103	74	90	78	98	79	94
平戸中部	43	46	42	46	40	42	37	37
平戸南部	37	53	35	45	38	49	34	45
生月	37	42	38	43	40	45	36	40
田平	95	134	92	128	92	122	90	118
大島	8	9	6	7	5	6	7	9
度島	1	1	1	1	1	1	1	1
圏域以外	9	9	9	9	11	11	13	13
計	309	397	297	369	305	374	297	357

資料:平戸市

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

一人ひとりが生きがいをもって ともに支え合う共生のまちづくり

前計画では、「人と人・人と地域がともに支えあい、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくことができる共生のまちづくり」の実現を目指し、基本理念を「ともに支えあい安心して暮らせるまちづくり」として、地域福祉を推進してきました。

国においては、住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出し、地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す『我が事・丸ごと』の地域を育む地域づくりをめざすとしています。

第2期計画では、平成30年度から始まる「平戸市未来創造羅針盤（第2次平戸市総合計画）」との整合性を図り、市全体で福祉を推進していくために、「一人ひとりが生きがいをもって ともに支え合う共生のまちづくり」を基本理念として掲げ、平戸市の地域福祉のさらなる充実に努めていきます。



2. 基本目標

市民一人ひとりが地域福祉に関する意識を高め、市民、事業者、行政などがそれぞれに望まれる役割を果たしながら、互いに連携・協力して地域福祉を推進していくために、基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の4つを設定します。

I 誰もが気軽に地域活動に参加する地域づくり

誰もが地域福祉活動に参加できる地域をめざします。そのために、学びの機会を提供し、交流の場を充実させ、参加しやすい地域活動やボランティア活動の推進を図ることで、気軽に地域活動に参加できる環境づくりを進めます。

II 協力して支え合う関係づくり

誰もが連携しながら協力して支え合う地域をめざします。そのために、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域福祉の充実のために平戸市が現在進めているまちづくり運営協議会や関係する組織・団体がともに協力し合っていくことで、連携した支援ができる共生型の地域包括ケアシステムの構築を推進します。

III 生活を支える福祉サービスの基盤づくり

誰もが必要なときに福祉サービスを利用できる地域をめざします。そのために、福祉に関する情報提供や相談支援を充実し、福祉サービスにつながる仕組みづくりを進めます。

IV 安心して暮らせる地域づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域をめざします。そのために、隣近所などでの身近な助け合いとともに、地域での組織的な支え合いの仕組みと環境を整えることで、地域において安心して暮らせる基盤づくりを進めます。

3. 計画の体系

基本理念	基本目標	取り組み
一人ひとりが生きがいをもって ともに支え合う共生のまちづくり	Ⅰ 誰もが気軽に地域活動に参加する地域づくり	1 人権や福祉について学ぶ場をつくる
		2 気軽に参加できる交流の場を広めていく
		3 地域の活動や行事に参加しやすくする
		4 ボランティア活動に参加しやすくする
	Ⅱ 協力して支え合う関係づくり	1 福祉サービスの量や質の充実を図る
		2 連携しながら相談支援を進める
		3 包括的な支援の充実を図る
	Ⅲ サービスの基盤づくり	1 福祉サービスの情報をわかりやすく伝える
		2 身近で気軽な相談支援を進める
		3 相談支援の専門性や利便性を向上させる
	Ⅳ 安心して暮らせる地域づくり	1 隣近所などでの身近な助け合いを進める
		2 地域での組織的な支援を進める
		3 災害時の避難に備える

第4章 施策の展開

■「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

「平戸市地域福祉計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取り組みを示すことになります。具体的には、住民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、市役所などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くことになります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係のなかで、組織化されていないけれども、お互い様の気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘されるなか、その重要度がますます高まっています。

＜地域福祉の向上に向けた4つの助け＞

じじよ 自助	個人や家族による支え合い・助け合い （個人や最も身近な家族が解決にあたる）
こじよ 互助	身近な人間関係のなかでの組織化を前提としないお互い様の気持ちによる支え合い・助け合い （隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う）
きょうじよ 共助	地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支え合い・助け合い （「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う）
こうじよ 公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え （行政でなければできないことは、行政が対応する）

基本目標 1 誰もが気軽に地域活動に参加する地域づくり

1 人権や福祉について学ぶ場をつくる

現状・課題

地域福祉の推進にあたっては、ノーマライゼーション（障がいのある人となない人とが平等に生活する社会を実現させる考え方）の意識や相互扶助の意識を醸成していくことが重要です。本市では、福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神についての理解を深めることができるよう、福祉や人権に関する講演会を開催するなど、学習機会の提供に努めています。

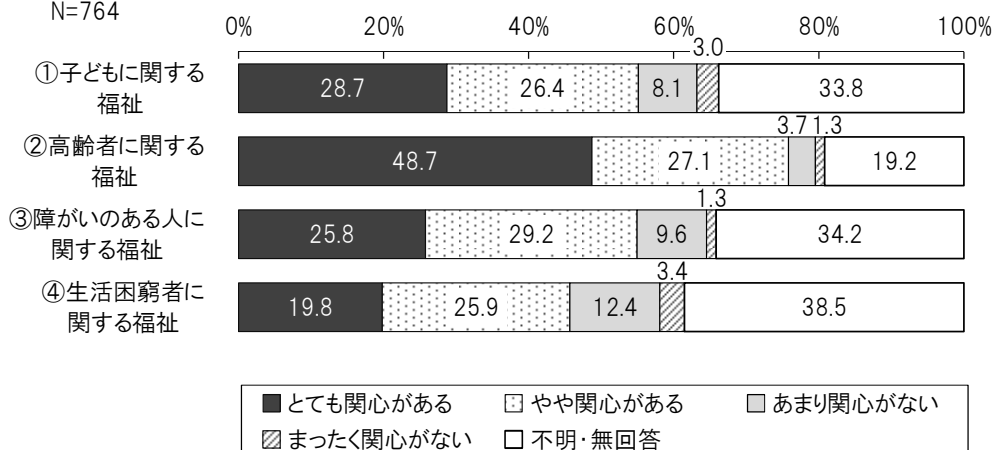
今後とも、ノーマライゼーションに対する啓発、教育さらには、子どもの頃からさまざまな社会体験やボランティア活動を通して人と人との交流、世代間との交流の機会を多く持つための支援等が必要です。

＜アンケート調査＞

■あなたは「福祉」のどのような分野に関心がありますか。

〔②高齢者に関する福祉〕では「とても関心がある」と「やや関心がある」をあわせた『関心がある』と回答した人の割合が 75.8%とおよそ8割を占めています。また、〔④生活困窮者に関する福祉〕では「あまり関心がない」と「まったく関心がない」をあわせた『関心がない』と回答した人の割合が 15.8%と他の項目と比較してやや高くなっています。

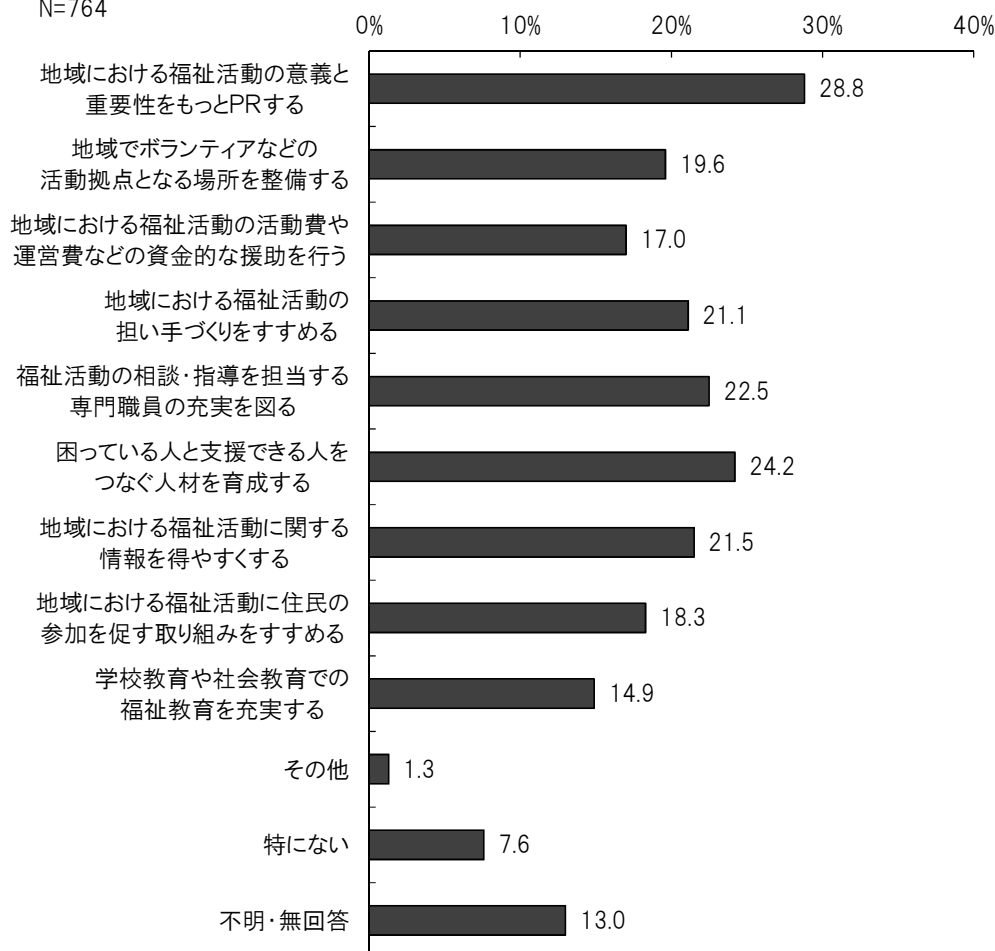
＜単数回答＞
N=764



■今後、地域における支え合いや助け合いの活動を活発にしていくことが大切になってきます。そのためには、どのようなことが重要だと思いますか。

「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が28.8%と最も高く、次いで「困っている人と支援できる人をつなぐ人材を育成する」24.2%、「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」が22.5%となっています。

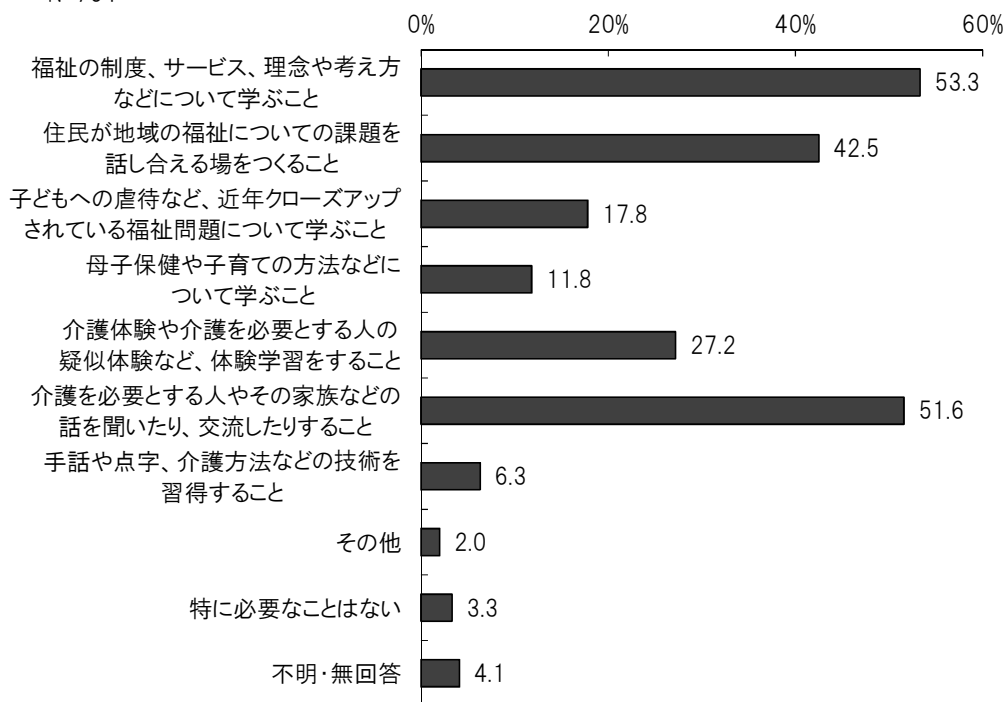
＜複数回答＞
N=764



■あなたは、住民が福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要だと思いますか。

「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が53.3%と最も高く、次いで「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」が51.6%、「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」が42.5%となっています。

<複数回答>
N=764



<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 障がいのある子どもに対し、周囲の理解が得られず冷たい視線を感じたりしている。
- 生活困窮者が地域で孤立しないための地域住民の理解、日常支援をするためのつながりが必要。
- 障がい者が地域で暮らすためには、近隣住民の理解が必要。行政、自治会・民生委員等の果たす役割が大きい。（再掲）



取り組みの方針

性別や年齢、障がいの有無、経済的な格差などに関係なく、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざし、人権や福祉に関する学びの場の充実を、また、家族のなかだけで福祉の課題を抱え込んでしまうことがないよう、福祉制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などについて学ぶことができる場の充実を図ります。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 人権や福祉について理解を深めます。
- 人権や福祉についての学習会などに参加します。
- 福祉制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などに関する学習会などに参加します。
- 地域の資源や人材を活かしながら、人権及び福祉制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などに関する学習会などを開催し、かつ、その継続に努めます。
- 認知症サポーター養成講座の開催を市へ依頼し、住民に参加を求めます。
- 保育所（園）・幼稚園・認定こども園や小中学校では、児童生徒のみならず、保護者を含め、福祉制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などについて学ぶ機会に参加するよう努めます。
- 福祉制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法に関する学習会などに多くの参加者を募るため、その開催に関する情報伝達を工夫するとともに、会場で乳幼児などを預けることができるよう努めます。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 福祉への理解と関心を高める場づくりを進めます。
- 児童や生徒を対象とした福祉教育の充実を支援します。
- 住民の福祉への理解と関心を高める講座や学習会などを行います。
- 企業・PTA 等へ講座の開催を働きかけ、福祉への理解と関心を高めます。

公助（行政が進めること）



-
- 人権や福祉をテーマとした講演会などを開催します。
 - 各課で開催を予定している人権や福祉をテーマとした講演会などについて、工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。
 - 福祉制度やサービス、育児や子育て不安の解消、介護や支援の方法などに関する学習会や出前講座などを実施します。また、その開催に関する情報伝達を工夫するとともに、会場で乳幼児などを預けることができるよう努めます。
 - 地域や学校、住民が訪れる機会が多い事業所において、認知症サポーター養成講座の開催を進めます。



2 気軽に参加できる交流の場を広めていく

現状・課題

本市では、いきいきサロン・子育て広場「トコトコ」・あいちゃん広場等、身近な地域で集える場があります。また、高齢者の健康づくりと交流を目的として各地域に「つどいの場」の設置を行なっています。今後もより身近な場所で子育て中の人や子どもたち、高齢者、地域で暮らす様々な人たちが交流できる場の継続や充実が必要です。それに伴い新たな人材の確保や地域の事業者等の協力を得た交流の場づくりを考える必要があります。

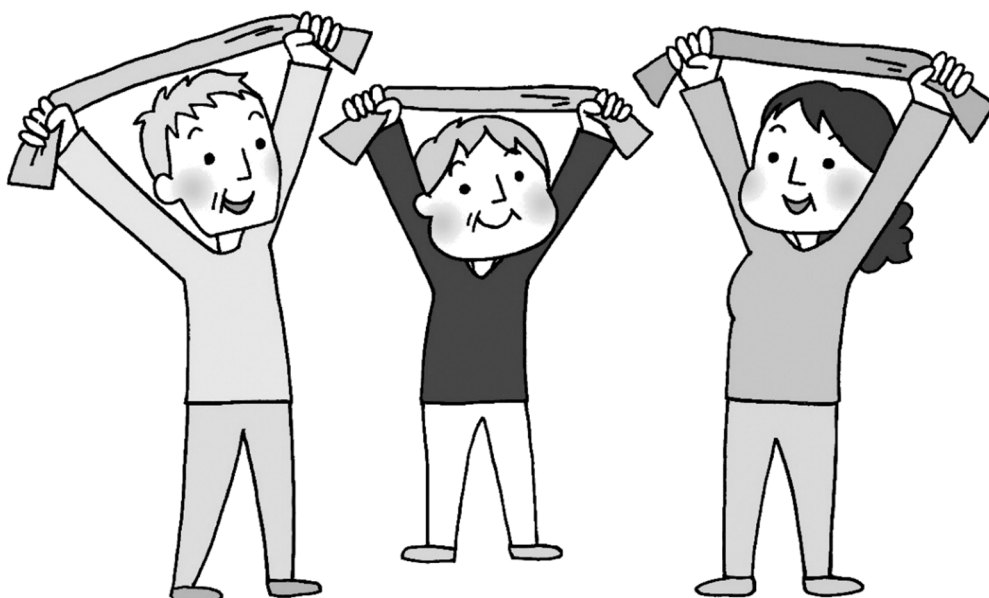
<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 三世代交流できるようなイベントの開催。社会参加の機会をつくる。
- 日頃から、イベントなどで住民同士の触れ合う機会を増やす。学校、保育園などとの交流。
- 学校も普通学級、特別支援学校と区別しており、障がい者との交流、家族同士の交流もないのが現状。



取り組みの方針

社会参加を促すため、地域において孤立もしくは孤立しがちな人たちが、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会の創出を図ります。



取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 可能な範囲で、外出する機会を設けるよう心がけます。
- 自分や家族が興味関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、参加するよう心がけます。
- 地域で取り組む高齢者支援のサロン、子育て支援のサロンやサークルなどに参加するよう心がけます。また、サロンやサークルの運営については、誰もが参加できるよう活動内容を工夫するとともに、理解と協力を求めながら、ボランティアの確保に努めます。
- 行政区の公民館などを活用した身近なところで、気軽に集える機会を積極的に設けます。
- 子育て家族と高齢者など、異年齢・異世代で集い、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。
- 高齢者をはじめ、参加する人たちが持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場や機会をつくり、充実を図ります。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 地域で住民が主体的に取り組む「サロン」などの支援を行い、多くの住民が利用できる拠点（場）づくりの推進を図ります。
- 子育てや家族介護等悩みを抱える方々が、その悩みを共有できる「拠点（場）」の充実を図ります。

公助（行政が進めること）



- 地域で取り組む交流の場や拠点づくりの活動を支援します。
- 子育て家族のふれあいや、障がいのある人同士や家族介護者などが、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。
- 公共施設などのバリアフリー化を図っていくとともに、新設の公共施設については、障がいのある人などの意見を取り入れながら整備を進めます。

3 地域の活動や行事に参加しやすくする

現状・課題

これまで地域を支えていた婦人会、青年会及び老人会（クラブ）等の組織が、高齢化や人口減少により運営・維持が危ぶまれる状況になっています。アンケート結果からも「地域活動に参加したことがない」と回答した方の割合が高くなっており、地域行事への参加者が減少していることは大きな問題です。

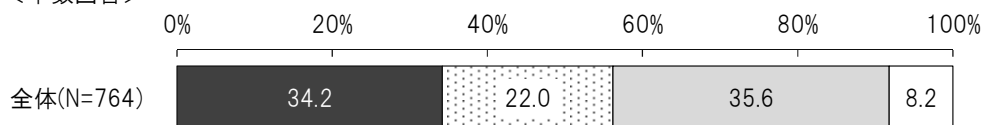
高齢化の進行とともに地域行事に参加できる人が限られてきており、行事の継続のための後継者育成は喫緊の課題となっています。そのため、自主的な行事の運営や参加者を増やす取り組みが必要です。

<アンケート調査>

■あなたは現在、行政区や子ども会、老人クラブ（老人会）の活動など、地域活動をしていますか。

「活動したことがない」が35.6%、「現在活動している」が34.2%、「過去に活動したことがあるが、現在は活動していない」が22.0%となっています。

<単数回答>



■ 現在活動している

▨ 過去に活動したことがあるが、現在は活動していない

□ 活動したことがない

□ 不明・無回答

<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

○地域での子育て支援の行事を増やしたり、保育園・幼稚園で家庭ではできないような体験活動をたくさん行う。

○高齢者が多くなり、地域の行事や作業に出る人が少なくなっている。

○障がいがある人との交流のための地域でのイベント参加をサポートできる体制が必要。イベントだけの参加ではなかなか障がい特性の部分が見えません。利用者と一緒に作業をしてみるボランティア実習、日常生活を知るためのグループホーム訪問なども最も良い手段だと思います。



取り組みの方針

行政区や地域の各種団体などが連携を深めながら、地域活動の活性化を図るとともに、誰もが気軽に参加することができる地域活動の充実をめざします。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 行政区や老人会、子ども会などの活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。
- 地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。
- 子どもとともに地域の行事に参加するなど、親子で地域にふれあう機会を大切にします。
- 地域や行政区で行われている活動や行事、また、子ども会や老人会などの各種団体の意義について周知し、参加を促します。
- 地域の活動や行事については、普段あまりかわりのない人同士が交流できる場にもなることから、多様なライフスタイルのあり方を尊重しながら、年齢や障がいのあるなしに関わらず、多くの人たちが参加できるよう工夫します。
- 誰もが参加しやすいような地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取り組みを行います。
- 転入してきた世帯に対して地域の活動や行事などを説明し、地域への関心を高めます。
- 地域活動の拠点となる行政区の公民館について、バリアフリー化に向けた改修などの検討を進めます。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 各地域で実施する福祉活動等を支援します。
- 地域の各福祉団体と連携を強化し、活動の充実を図ります。

公助（行政が進めること）



- 地域活動の担い手となる人たちにに向けた学習会や研修などの充実を図ります。
- 地域や行政区で行われている福祉に関する活動や行事について広く紹介します。
- 行政区や各種団体などの活動を支援します。
- 行政区加入の促進、もしくは加入の継続を図る取り組みを充実させます。

4 ボランティア活動に参加しやすくする

現状・課題

地域福祉活動推進のための新たな担い手づくりとして、地域に住んでいる一人ひとりのボランティア活動が重要となっています。アンケート結果において「参加したことがある」または「今後参加したい」と回答した人が48%で、活動している人と合わせると62%となっており、ボランティア活動に関心を持っている人が多い結果となっています。

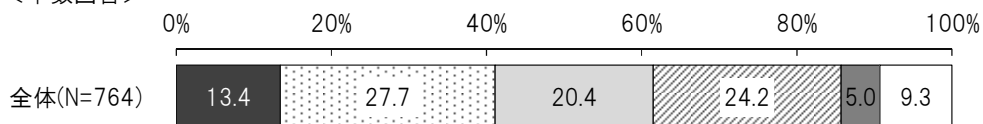
今後、従来のボランティア団体の活動を支援することはもとより、新たなボランティア人材を育成するため、身近で気軽にちょっとしたお互い様の助け合いができるボランティア活動の育成と参加しやすい環境を整備する必要があります。

＜アンケート調査＞

■あなたは、個人的にボランティア活動に参加したことがありますか。

「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」が27.7%と最も高く、次いで「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が24.2%、「まったく参加したことはないが、今後参加したい」が20.4%となっています。

＜単数回答＞

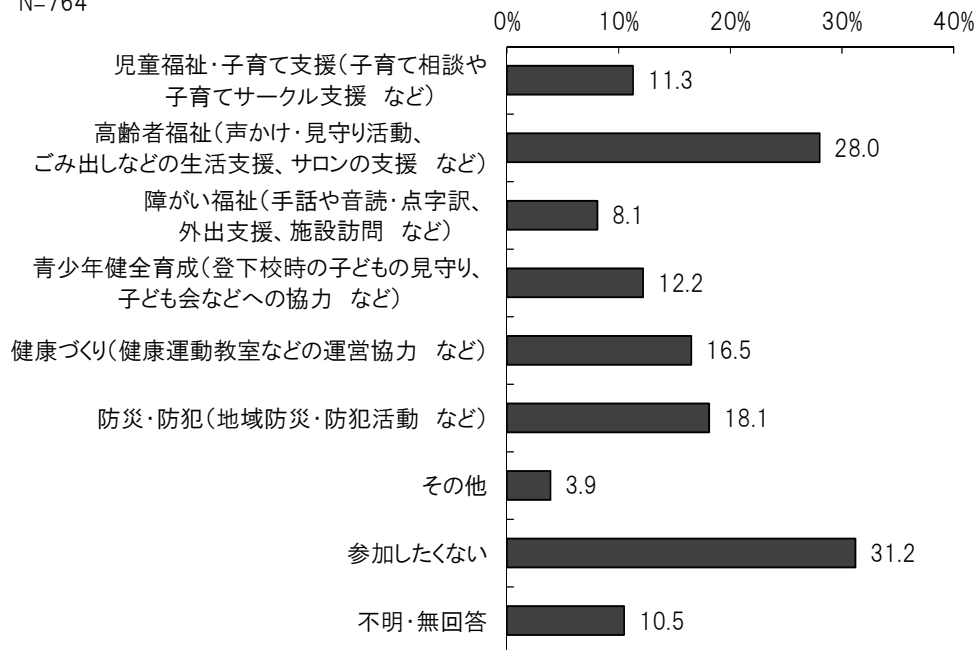


- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| ■ 現在参加している | □ 以前に参加したことがあるが、現在参加していない |
| □ まったく参加したことはないが、今後参加したい | ▨ まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない |
| ■ その他 | □ 不明・無回答 |

■あなたは、今後、次のような福祉にかかわる地域活動やボランティア活動などに参加したいと思いますか。

「参加したくない」が31.2%と最も高く、次いで「高齢者福祉（声かけ・見守り活動、ごみ出しなどの生活支援、サロンの支援 など）」が28.0%、「防災・防犯（地域防災・防犯活動 など）」が18.1%となっています。

<複数回答>
N=764



<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 子育ての孤立化を解消していくため団塊世代のボランティアを募る。
- 行政が中心となり、ボランティア活動などを紹介する。
- ボランティア（例えば前期高齢者）で運営する軽費老人ホームをつくる。
- 高齢者は元気なので、まだまだボランティアやアルバイトができる。高齢者の得意なもの（しめ縄作り、門松など）を教えてもらいたい。



取り組みの方針

住民参加で取り組む福祉サービスの担い手を広く求めることのみならず、社会参加の機会づくりを図るために、住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。
- 社会福祉協議会などで開催されているボランティア養成講座に積極的に参加します。
- 趣味や特技、経験を生かして、ボランティア活動に参加します。
- ボランティア団体では、活動の充実を図っていくため、活動内容の周知に努めるとともに、新規のメンバーを増やすための取り組みを進めます。
- ボランティア団体は、地域での学習会や交流の場において、ボランティアの派遣要請に対し、積極的に応じ、活躍の場を広げます。
- 地域で開催する学習会や交流の場において、ボランティア団体の活用を積極的に進めます。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 広報紙やホームページで「ボランティア」に関する情報提供を行い、活動の活性化を図ります。
- ボランティア活動を希望する人とボランティアを必要とする人のコーディネートを行います。
- ボランティアに関する講座（知識や技術の習得）を開催し、ボランティア活動への参加のきっかけづくりを進めます。
- 各ボランティア団体の情報交換や交流等連携強化を図ります。
- 地域課題の解決に向け、人材の育成を図ります。

公助（行政が進めること）



- ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。
- ボランティア育成の取り組みに対し支援を行います。
- 公共施設の利用に関して、ボランティア活動での利用が容易になるよう支援します。
- 福祉や介護に関する業務などの委託先として、NPO 法人やボランティア団体も含めるよう検討を進めます。

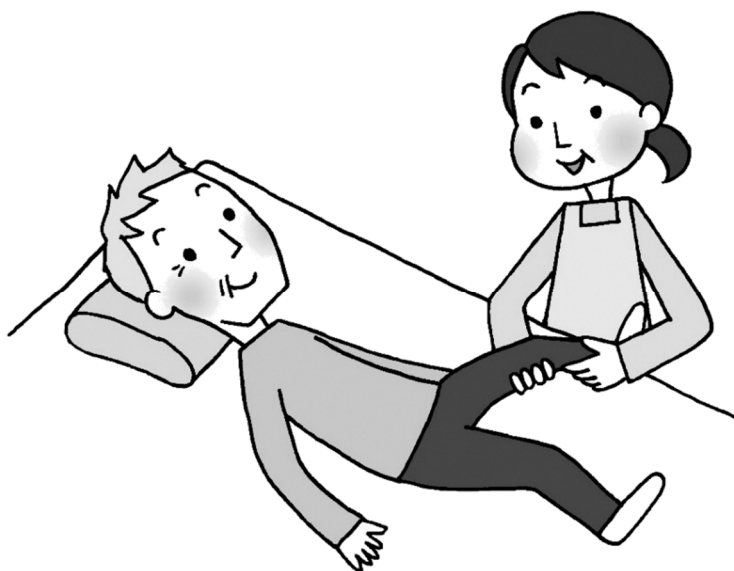
基本目標2 協力して支え合う関係づくり

1 福祉サービスの量や質の充実を図る

現状・課題

本市においては、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等各個別計画により福祉施策が進められています。それぞれの施策が成果をあげていくためには、関係機関・団体との連携強化や、サービス事業者への情報提供など、サービス事業者の支援等に努める必要があります。

その他、平成 28 年度に実施した総合計画策定に向けたワークショップでは、高齢者の交通手段の確保、高齢単身世帯の見守り体制の整備等が必要という意見が出されました。地域での暮らしを支えるためには、移動手段をもたない人への支援や地域での見守り・お手伝い等も必要になります。

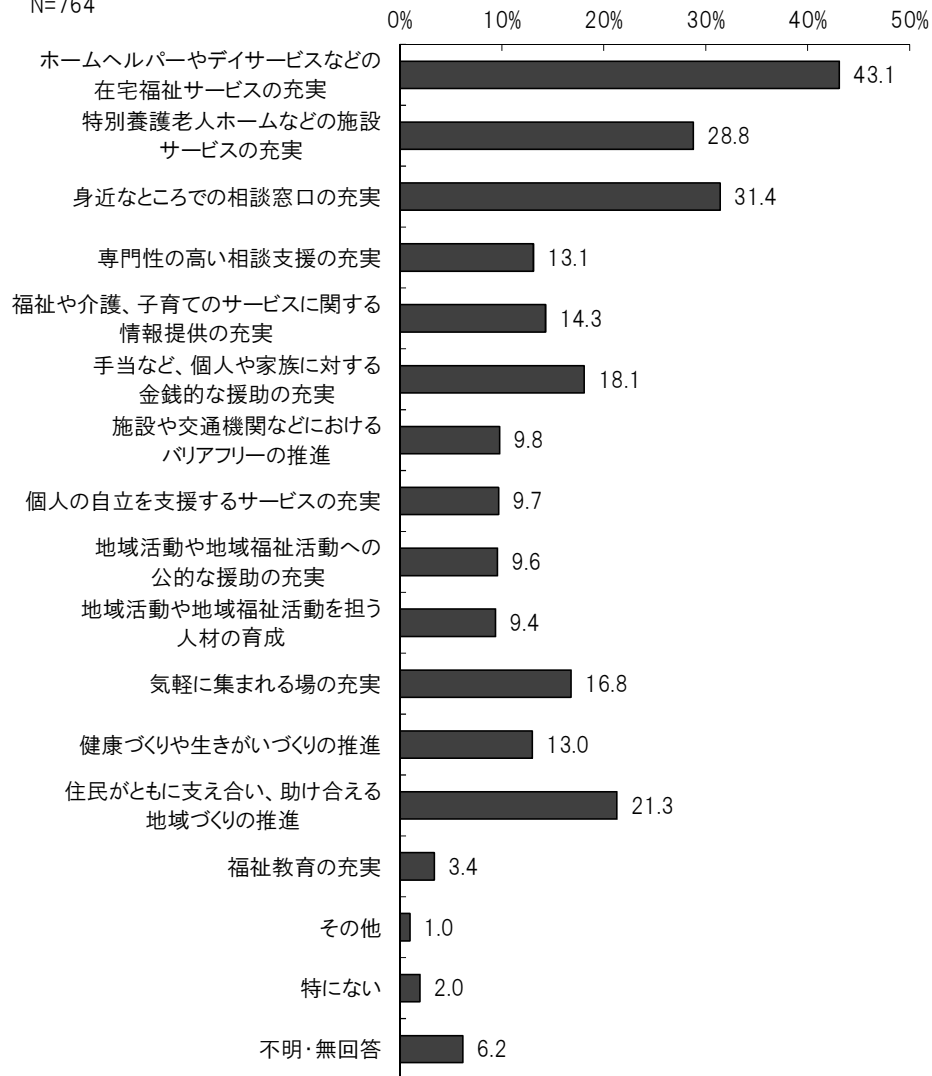


＜アンケート調査＞

■住民が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、どのような福祉のあり方が大切だと思いますか。（○は3つまで）

「ホームヘルパーやデイサービスなどの在宅福祉サービスの充実」が43.1%と最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」が31.4%、「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が28.8%となっています。

＜複数回答＞
N=764



<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 行政サービスをうまく利用できずにいる家庭もある。
- 支援、サービスを公表し、説明して理解を得る。
- 見守りサービス、介護施設の種類と数の充実。
- いろいろなサービスや制度はありますが、実際使う高齢者の方への理解や認知度は低い。
- 貧困、病気、介護など、窓口がバラバラですが、一人の人が抱える問題であることが多いので、縦割りではなく、トータルな視点から生活を支援してくれるサービスが必要だと思います。
- 行政サービスに限界があるということ。行政サービスを受けようと思っても受けられないケースがあること。
- 離島においても、同じ介護保険料金を払っているのだから、同じ条件でサービス利用できるようにしてほしい。



取り組みの方針

法や制度に定める支援や各種福祉サービスについて、必要とする市民に対し適切に対応できる体制づくりを進めることで、支援の量の確保と質の向上を図ります。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 福祉サービスを利用する際、わからないことは問い合わせ、説明を求めます。
- 福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情相談窓口などを活用します。
- 福祉サービスの適切な利用のため、成年後見制度や日常生活自立支援事業を必要に応じて活用するよう心がけます。
- 福祉サービス事業所での行事などに積極的に参加し、交流を深めながら、地域と事業所との信頼関係を築きます。

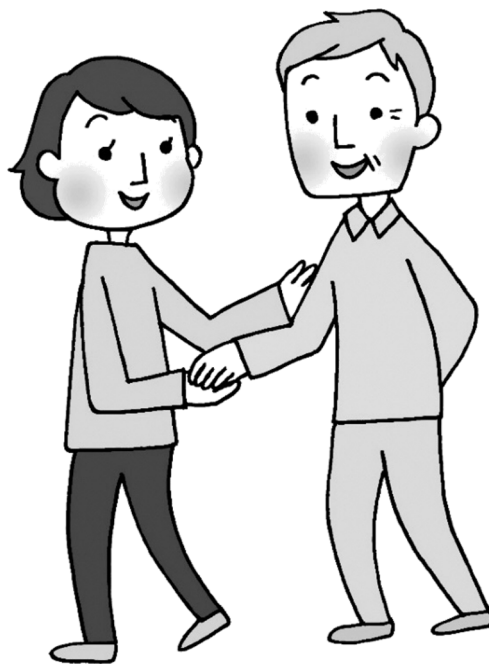
共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 誰もが住み慣れた地域で生活できるよう、福祉サービスの提供を図ります。
- 判断能力不十分な方々の権利擁護の推進に「日常生活自立支援事業」並びに「成年後見制度」の利用促進を図ります。
- 苦情には行政や運営適正化委員会と連携し、その解決に向けた支援を行います。

公助（行政が進めること）



- 各福祉・介護分野でのそれぞれの行政計画を進めることにより、サービスの質や量の充実を図ります。
- 住民からの求めに的確に対応していくため、近隣市町との連携を深めながら、福祉サービスの充実に努めます。
- 福祉サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みについて啓発します。
- 交通弱者に対する支援のあり方について検討を進めます。
- 福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、その解決に向けて適切に対応します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、わかりやすく周知・啓発するとともに、その利用促進を図ります。
- 「子ども・子育て支援事業計画」を基に子育て中の家庭を行政や身近な地域で支える子育て支援を行います。
- 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を基に地域の中で支え合い、安心して健やかに生活を送ることができるよう地域包括ケアシステムを推進し、高齢者を支援します。
- 「障害者計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」を基に障がいのある人もない人も、一人ひとりが尊重され、誰もが心豊かに暮らせるよう支援します。



2 連携しながら相談支援を進める

現状・課題

ひとり暮らしや寝たきり及び認知症等の高齢者、高齢者夫婦世帯、障がいのある人がいる世帯、あるいは子育て中の世帯等においては、さらなる不安や悩みを相談することができる相談窓口をより充実させることが重要です。

今後も、福祉をめぐる課題やニーズの多様化、複雑化が予想されるため、市の相談窓口や地域包括支援センター、医療機関等の専門窓口、社会福祉協議会等と地域の身近な相談窓口とが連携し、相談支援体制を構築していくことが重要です。

<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 相談する機関に保健師や作業療法士の不足を感じるので増員も考えてほしい。これからの時代は、横の連携が必要。
- 困ったことを聞く、相談に乗るとは言いながら、自分で行けない人については行政が定期的に足を運んではどうか。



取り組みの方針

複雑かつ多問題化した課題を抱える人や世帯などにすみやかに対応し、適切な福祉サービスに関する支援につながるように、行政と地域の相談支援機関等で情報共有や連携を強化しながら、相談支援を進めます。



取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 自分や家族の力だけでは解決ができない課題を抱え込まず、専門的な相談窓口を利用するよう心がけます。
- 隣近所の人が複雑かつ多問題化した課題を抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 福祉課題を抱える世帯の相談に迅速に対応できるよう民生委員・児童委員をはじめ、地域の福祉関係者との相談支援体制の構築を進めます。
- 生活困窮世帯・低所得世帯等の相談に的確に応じ、生活福祉資金貸付事業の利用促進と自立支援を進めます。

公助（行政が進めること）



- 地域で活動している相談支援窓口のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図りながら複雑かつ多問題化した課題を抱える人や世帯の包括的な相談支援に応じていく体制づくりを進めます。
- 生活に困窮する人や世帯にかかわる情報を関係機関内で共有することで、すみやかに相談支援につながるよう努めます。

3 包括的な支援の充実を図る

現状・課題

近年、介護疲れ、ストレス、希薄な人間関係や社会からの孤立などが要因で、児童や高齢者、障がいのある人への虐待が顕在化し、大きな社会問題にもなっており、早期発見、早期対応のためにも地域内の関係者が連携を強化し、包括的な支援を行う必要があります。

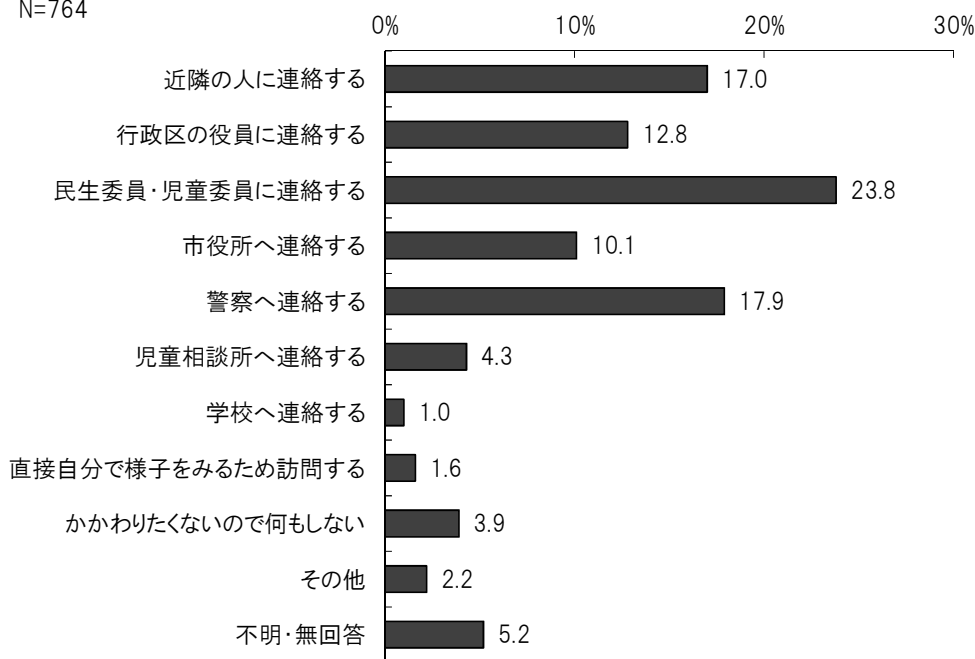
そのためには、福祉分野だけでなく多角的な分野及び地域の組織も含めた支援体制の整備を図る必要があります。

<アンケート調査>

■もしあなたの周囲で、虐待が発生しているとあなた自身が感じたら、最初にどのような対応しますか。

「民生委員・児童委員に連絡する」が23.8%と最も高く、次いで「警察へ連絡する」が17.9%、「近隣の人に連絡する」が17.0%となっています。

<単数回答>
N=764



<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 地域包括支援センター等が中心となって地域住民と連携して生活を支援する。
- 町内会・民生委員・社会福祉協議会・地域包括支援センター・市等と情報の共有化や、連携した取り組みができるようにする。



取り組みの方針

複雑かつ多問題化した課題を抱える人や世帯などにすみやかに対応し、適切な福祉に関する支援を進めるため、また、虐待の早期発見や防止とともに、きめ細かい支援を行っていくため、地域の組織や団体、関係機関や福祉サービス事業所の間で情報共有しながら、包括的な支援ができる体制の充実を図ります。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 自分や家族の力だけでは解決ができない課題を抱え込まず、専門的な関係機関からの支援を求めるよう心がけます。
- 自分が、家族などから不適切な扱いを受けていると感じるときには、すみやかに民生委員・児童委員などに相談し、支援を求めます。
- 自分の周囲で、子どもや高齢者、障がいのある人などに対する虐待、もしくは虐待と思われるときには、支援につながるよう、警察や児童相談所、市の担当課へ、すみやかに連絡します。
- 隣近所の人が複雑かつ多問題化した課題を抱え込んでいたら、専門的な関係機関からの支援を求めるよう声をかけ合います。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 支援を必要とする世帯を地域の団体・関係機関等と連携し、地域全体で支援を行う組織体制の構築を目指します。
- 生活困窮世帯・低所得世帯等の課題解決に向け、関係機関と連携し就労支援等を行い、自立支援を推進します。
- フォーマルサービス（公的）では完結できない世帯のニーズを把握し、インフォーマルサービス（公的外）の開発等を行います。

公助（行政が進めること）



- 福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、認知症の人や福祉サービス利用者の支援のため、情報共有や連携を強化できるような仕組みづくりを進めます。
- 地域の組織や団体、事業所などの理解と協力、参加を求めながら、地域での生活を送るうえで支援を必要とする人や世帯の生活支援に関する体制づくりを進めます。
- 福祉サービスを必要とする高齢者やその家族へのきめ細かい対応のため、地域ケア会議など、支援に関係する組織・団体間の協議の場のさらなる機能充実を図ります。
- 支援を必要とする子どもやその家族へのきめ細かい対応のため、要保護児童対策地域協議会など、支援に関係する組織・団体間の協議の場のさらなる機能充実を図ります。
- 福祉サービスを必要とする障がいのある人やその家族へのきめ細かい対応のため、自立支援協議会など、支援に関係する組織・団体間の協議の場のさらなる機能充実を図ります。
- 低所得などで生活に困窮する人や世帯に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多問題化している課題の改善に向けた適切な支援を進めていきます。
- 各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、情報交換や情報の共有を図ることで、複雑かつ多問題化している課題の解決に努めます。
- 虐待問題に対応する相談や連絡の窓口の周知と機能充実を図ります。
- 地域からの虐待に関する連絡に対し、すみやかに対応できる体制づくりを行うとともに、きめ細かいケアや包括的な支援のさらなる充実を図ります。
- 虐待の加害者に対し、心理的なケアを含めた支援について、関係機関と連携しながら、取り組んでいきます。

基本目標3 生活を支える福祉サービスの基盤づくり

1 福祉サービスの情報をわかりやすく伝える

現状・課題

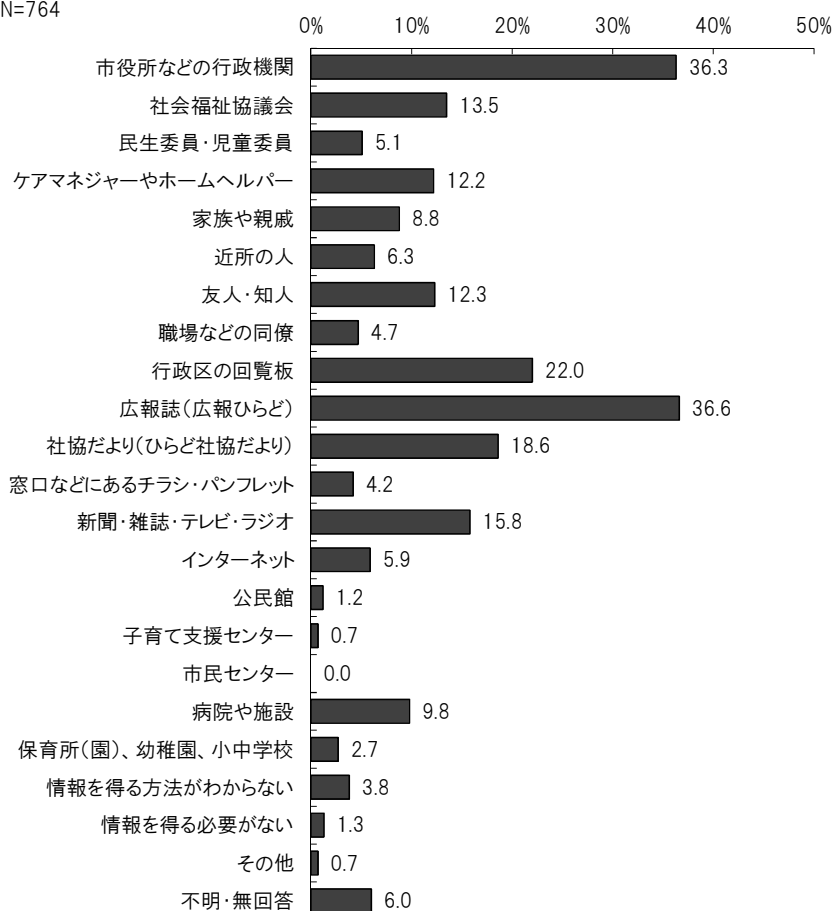
本市では、福祉サービスなどの情報提供については、主に、広報誌や社協だより、ホームページ等を活用していますが、閉じこもりがちの高齢者や障がい者など、真に情報を必要とする人に情報が届いていない、認識されていないという現状があります。そのため、今後は情報を必要とする人に確実に情報が届く仕組みを整えていく必要があります。

＜アンケート調査＞

■あなたは、現在、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから（どのようにして）入手していますか。

「広報誌(広報ひらど)」が36.6%と最も高く、次いで「市役所などの行政機関」が36.3%、「行政区の回覧板」が22.0%となっています。

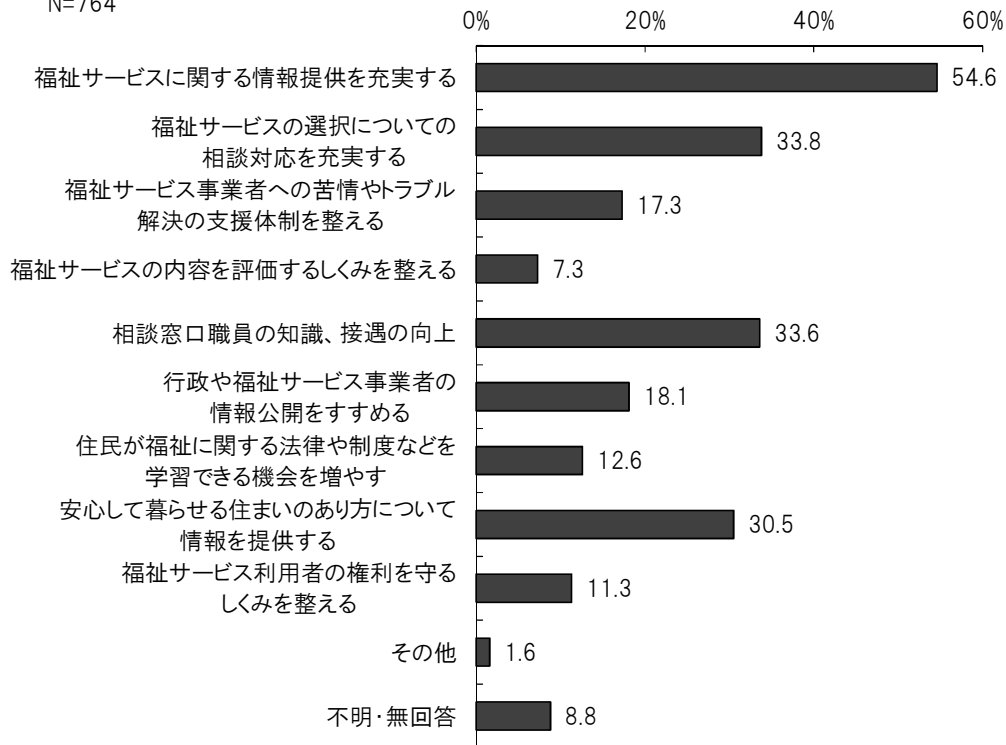
＜複数回答＞
N=764



■福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び、安心して利用するため、市役所ではどのようなことに取り組む必要があると思いますか。

「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が54.6%と最も高く、次いで「福祉サービスの選択についての相談対応を充実する」が33.8%、「相談窓口職員の知識、接遇の向上」が33.6%となっています。

<複数回答>
N=764



<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- サービスの情報提供が必要。
- 社会制度で支える支援・救済する仕組み・取り組みがあってもわかりづらかったり、知らない人が多い。



取り組みの方針

福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりを進めます。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 広報誌や回覧板などをよく読み、福祉サービスについての知識を身につけます。
- 講演会や研修会などに参加するよう心がけます。
- どのような情報が必要なのかということを周囲に求めると同時に、積極的に発信します。
- チラシなど活用し、必要な福祉に関する情報を伝達します。
- 福祉サービスについて、情報交換や意見交換ができる場を設けます。
- 行政区や老人会、民生委員・児童委員などによる見守り活動のなかで、福祉サービスの情報を提供します。
- 民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人は、自らの役割について周知します。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 社会福祉協議会の役割や活動内容について幅広く周知します。
- 「社協だより」を発行し、福祉サービスの情報提供に努めます。
- ホームページ、Facebook 等の SNS を活用し、リアルタイムに情報の提供に努めます。
- 様々なセミナー等の開催時に、福祉サービス等の情報提供を行います。
- 住民の相談（来所・電話等）の主訴を把握し、福祉サービスにつながるよう支援を行います。
- 情報の入手が困難な世帯には、訪問等アウトリーチ（足を運び支援する）を行い、必要な情報が必要な人に届くよう支援を行います。

公助（行政が進めること）



- 広報誌（広報ひらど）で、福祉サービスについての情報の提供の充実を図ります。
- 情報提供において、高齢者向けに文字を大きくしたり、障がいのある人向けに音訳したり、外国人向けにはふりがなを表示するなど、情報の受け手の特性に合わせた方法を工夫します。
- ホームページやパンフレットなどについては、見やすく読みやすくなるよう工夫するとともに、インターネットを活用しながら、福祉サービスについての情報を提供するように努めます。
- 福祉サービスの内容や利用の手続きなどの情報をわかりやすくまとめたチラシや冊子などを作成し、対象となる人に配布できるよう努めます。
- 地域の組織や団体、保育所（園）・幼稚園、小中学校などを通じ、あらゆる機会を活用して、福祉に関する支援制度の周知に努めます。
- 情報の受け手の対象を絞り、確実かつ効率よく福祉サービスについての情報を提供するため、支援の提供や調整役となる福祉専門職や、個別福祉分野の協議会やネットワークを活用します。
- 情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談などによるコミュニケーションの支援が行える体制を整えます。
- 情報窓口では、情報提供のみに留まることなく、必要なサービス利用につながるよう十分に配慮します。
- 情報の入手が困難と判断される高齢者や障がいのある人などには、その家族に対しても丁寧に説明するなど、情報が行き届くよう努めます。
- 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問相談支援を行うなど、きめ細かい情報の提供に努めます。

2 身近で気軽に相談支援を進める

現状・課題

身近な地域での相談・支援活動を行うために、民生委員法及び児童福祉法により、民生委員・児童委員が設置されていますが、福祉従事者より、より身近で気軽に相談できる窓口が必要という意見も出されました。

そのため、地域の相談窓口の周知を図るとともに、今後、様々な相談支援の方法を検討し、より身近で気軽に相談できる場や機会を充実させる必要があります。

<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 気軽に相談できる窓口とかあればよい。
- より身近な相談窓口の設置。
- 相談するべきところかわからない人がいる。



取り組みの方針

民生委員・児童委員など、地域において相談支援に携わる人たちが、市民の身近で気軽な相談相手になるように、また、市役所や社会福祉協議会の相談窓口、相談支援を行っている福祉サービス事業所など、地域の相談支援機関が、市民にとってより身近なものとなるように努めながら、相談支援の充実を図ります。



取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関などに気軽に相談します。
- 近所づきあいを大切にし、お互いに気軽に相談し合える関係を築きます。
- 隣近所の人が困りごとで悩んでいたら、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関などに、気軽に話してみるよう声をかけ合います。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 相談者が身近に相談を行えるよう、プライバシーの保護等の環境整備やメール・FAX 等による相談もあわせて行います。
- 民生委員・児童委員等住民の相談を身近に受ける方々の相談技法などの研修を行います。

公助（行政が進めること）



- 誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、地域において相談支援に携わる人たちや地域の相談支援機関の周知を図ります。
- 相談支援が、市民にとってより身近なものとなるよう、地域へ出向き、相談に応じながら、福祉に関する支援の利用につなげます。
- 地域において相談支援に携わる人たちに対し、研修を行い、スキルアップを図ります。
- 市民が気軽に相談できる体制を整えます。

3 相談支援の専門性や利便性を向上させる

現状・課題

地域で誰もが安心して生活を送るためには、生活の中で様々な問題を抱えても、気軽に相談することができ、また、問題の深刻化を未然に防いで解決につなげることのできる体制づくりが重要となります。

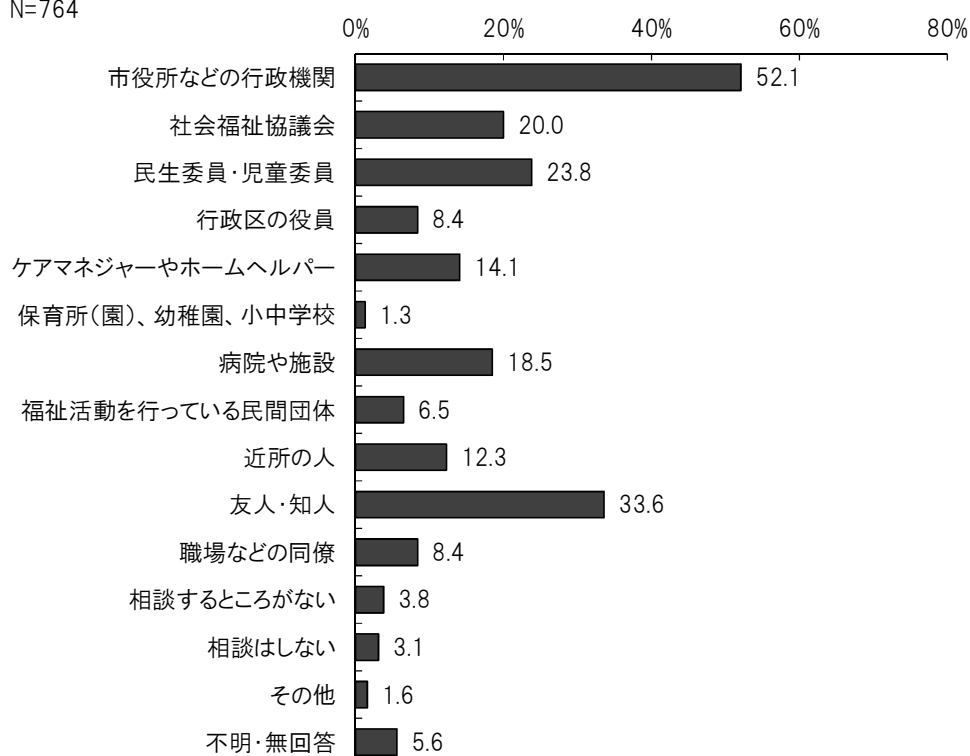
そのため、行政窓口や相談支援担当者の専門性を向上させる必要があります。また、近年では閉じこもりがちの人や相談をためらう人等、新たな課題を抱えた人への相談支援ができるような取り組みが必要とされています。

＜アンケート調査＞

■あなた自身やご家族が、生活上の困りごとを抱えた時、家族以外で、どこ（誰）に相談しますか。

「市役所などの行政機関」が52.1%と最も高く、次いで「友人・知人」が33.6%、「民生委員・児童員」が23.8%となっています。

＜複数回答＞
N=764



＜課題把握調査（福祉従事者からの意見）＞

- 子育ての段階で親身に相談に乗ってくれる人がいない。
- 家族以外で気軽に相談できる場所が必要。
- 急を要する事態発生時に相談する相手がいない。



取り組みの方針

困りごとを抱える人のさまざまなニーズに適切に対応することができるよう相談支援の専門性を向上させるとともに、丁寧できめ細かな相談窓口での対応を進めていくことで、相談者の利便性の向上を図ります。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 自分や家族だけで解決していくことが困難な悩みは抱えこまず、積極的に専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。
- 家族が困難な問題で悩んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう、声をかけます。
- 必要に応じて、広報やホームページなどを利用して、専門的な関係機関の相談窓口に関する情報を収集します。
- 隣近所の人が子育てや福祉、介護などのことで悩んでいたり、困りごとを抱え込んでいたら、専門的な関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 相談員の資質の向上を図り、より専門的な相談支援体制の強化に努めます。
- 出張相談等相談員が地域に出向き、住民の方々が身近に相談できるよう利便性の向上に努めます。
- 行政機関や専門機関等と情報の共有を図り、相談支援体制の強化を図ります。

公助（行政が進めること）



- 地域包括支援センターや高齢者支援センター、地域子育て支援拠点施設などを地域における相談支援の拠点として、その機能充実を図ります。
- 相談窓口担当職員の知識向上のため、研修などへの参加を促します。
- 専門性の高い相談支援に対応するため、専門職の配置や専門的な福祉サービス事業所への業務委託などにより、相談支援体制の強化に努めます。また、専門の関係機関や団体との情報交換や連携を強化します。
- 相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促す丁寧な意思決定支援を実践します。
- どのようなことが、どこに行けば相談できるのかをわかりやすくするため、多岐にわたる各種相談窓口をコンパクトに整理しながら、周知を図ります。
- 相談窓口が複数箇所にあたるときには、相談者に対し丁寧な案内を心がけるとともに、必要に応じ、同行しながら支援します。
- 相談窓口を訪れることが難しい人に対しては、訪問相談支援を行うなど、相談支援の利便性の向上に努めます。
- 障がいのある人が、障がいを理由とする制限によって、公的な制度・サービスの利用を妨げられたり、必要な情報を得られなかったりすることのないように、行政手続きにおける合理的配慮を行います。



基本目標4 安心して暮らせる地域づくり

1 隣近所などでの身近な助け合いを進める

現状・課題

高齢化等により今後ますます支援が必要な人の増加が見込まれるなか、助け合い、支え合いの輪を広げるためには、隣近所などでの日常の見守りが行われるとともに、安否確認等を通じて、孤独死や虐待等に関する問題の早期発見・解決を図ることが大切です。

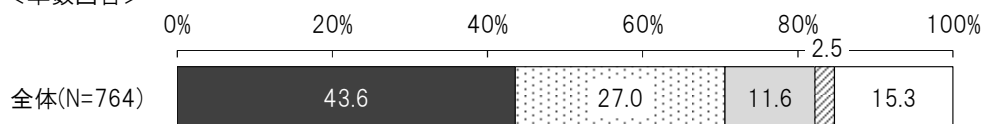
また、認知症高齢者や障がいのある人、またはその家族、家庭にひきこもり地域との接点を持てない人なども、同じ地域に生きて、共に地域を支える大切な仲間であるということを再確認し、一人ひとりが孤立しない、助け合いの仕組みづくりを考える必要があります。

<アンケート調査>

■あなたは、普段近所の人とどの程度のつきあいをされていますか。

「親しくおつきあいをしているお宅がある」が43.6%と最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」が27.0%、「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」が11.6%となっています。

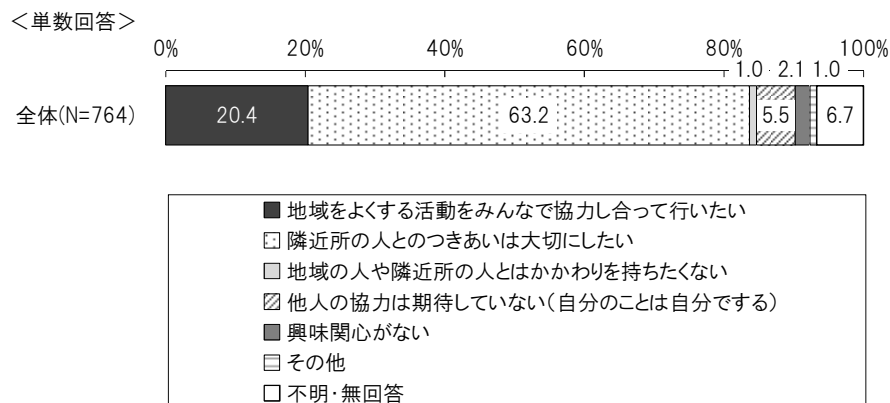
<単数回答>



- 親しくおつきあいしているお宅がある
- ▤ たまに立ち話をする程度
- ▦ 会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない
- ▨ つきあいがほとんどない
- 不明・無回答

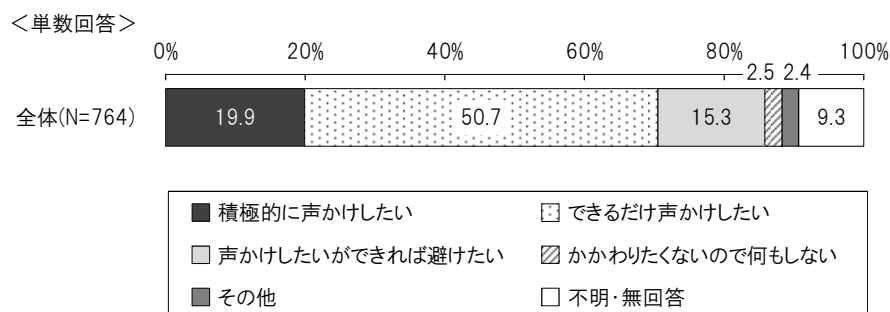
■ **地域での人と人とのかわりについて、あなたのお考えに近いものをお選びください。**

「隣近所の人とのつきあいは大切にしたい」が63.2%と最も高く、次いで「地域をよくする活動をみんなで協力し合って行いたい」が20.4%、「他人の協力は期待していない(自分のことは自分でする)」が5.5%となっています。



■ **認知症と思われる人がまちのなかで戸惑っている様子を見かけた時、あなた自身はどのように対応したいと思いますか。**

「できるだけ声かけしたい」が50.7%と最も高く、次いで「積極的に声かけしたい」が19.9%、「声かけしたいができれば避けたい」が15.3%となっています。



＜課題把握調査（福祉従事者からの意見）＞

- 地域での子育て支援の行事を増やしたり、保育園・幼稚園で家庭ではできないような体験活動をたくさん行う。
- 地域やご近所などの細かいところでの集会所をつくり、話し合い、誰もが関わり合いのある関係をつくる。
- 近所間での連携が足りない。若い家族の方たち、高齢者家族への関心が薄い。地域での交流の機会を増やす。
- 考え方も多様化し、近所付き合いの難しさや、核家族等で孤独化している感じもある。



取り組みの方針

隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことで、同じ地域で生活する誰もが、地域において孤立することなく、安心した暮らしとなることをめざします。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。
- 地域の活動や行事などに参加するよう心がけます。
- 自分ひとりでできないことは、隣近所の人たちに支援や手助けをお願いします。
- 認知症の家族に関する情報について、不慮の事故などを防ぐため、人権を尊重しながら、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。
- 隣近所に気にかかる人がいたら、隣近所でお互いに協力し合いながら、見守りを心がけます。
- 困りごとが生じた場合には、隣近所のなかで、お互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。
- ごみ出し、買い物や通院などの外出といった日常生活の上でちょっとしたことが十分にできず、困っている人や家族に対し、隣近所で声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合います。
- 隣近所に暮らす認知症を抱える人や家族のことを隣近所の人たちの間で理解し合い、お互いに協力し合いながら支え合い、助け合います。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 地域において、互いに「支えあい」「助け合う」体制の啓発活動を行います。
- 住民同士が気軽に相談できる環境整備に努めます。

公助（行政が進めること）



- 隣近所の人たちや地域の人たち同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。

2 地域での組織的な支援を進める

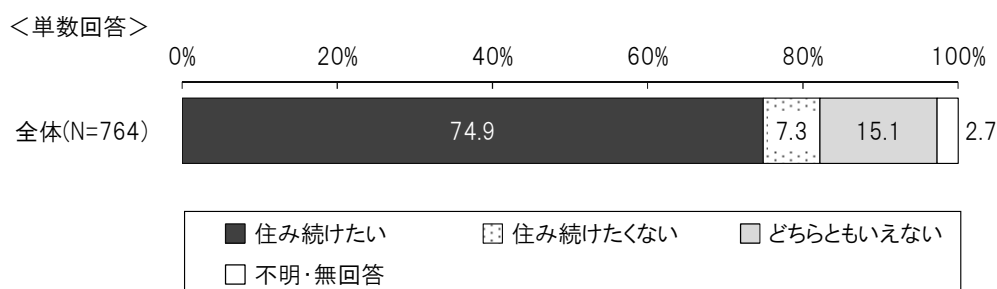
現状・課題

地域で活動できる若年層が減少し、高齢者の一人暮らしが増える中、限りある人材や資源でも地域で支え合える福祉を考えたときに、身近な相談相手やちょっとしたお手伝い、買い物支援等の多くの課題の解決に向けて一人ひとりができることから助け合い、地域ぐるみで考えていく必要があります。

<アンケート調査>

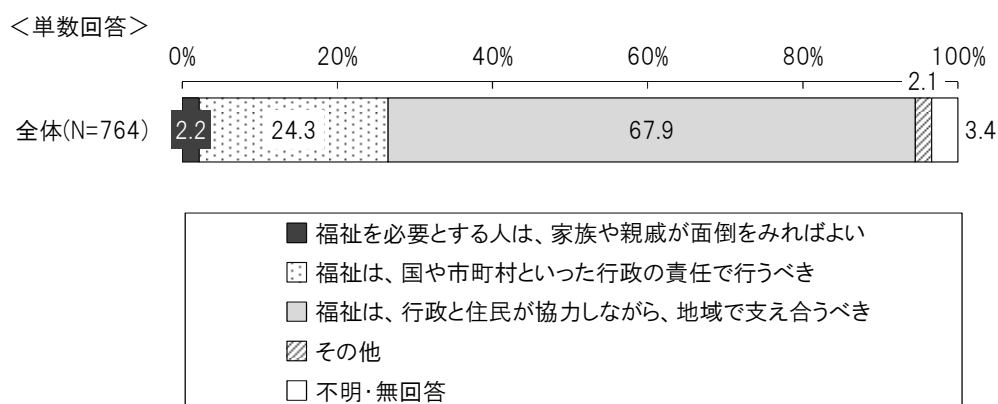
■あなたは、これからも現在住んでいるところに住み続けたいと思いますか。

「住み続けたい」が 74.9%、「どちらともいえない」が 15.1%、「住み続けたくない」が 7.3%となっており、およそ7割の人が「住み続けたい」と回答しています。



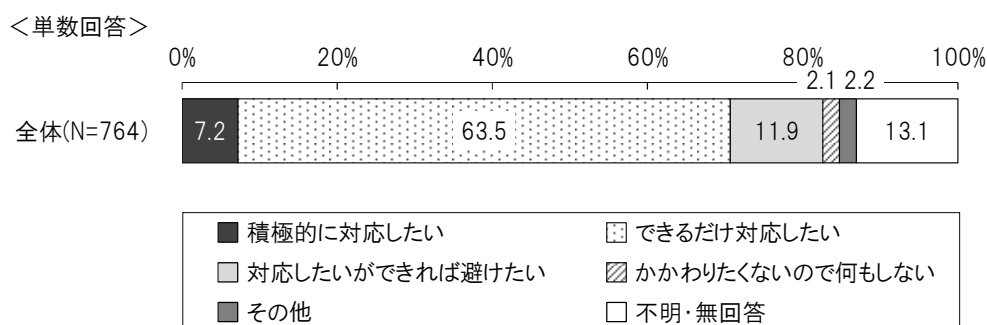
■これからの「福祉」のあり方は、どのようであるべきだと思いますか。

「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」が67.9%と最も高く、次いで「福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべき」が24.3%、「福祉を必要とする人は、家族や親戚が面倒をみればよい」が2.2%となっています。



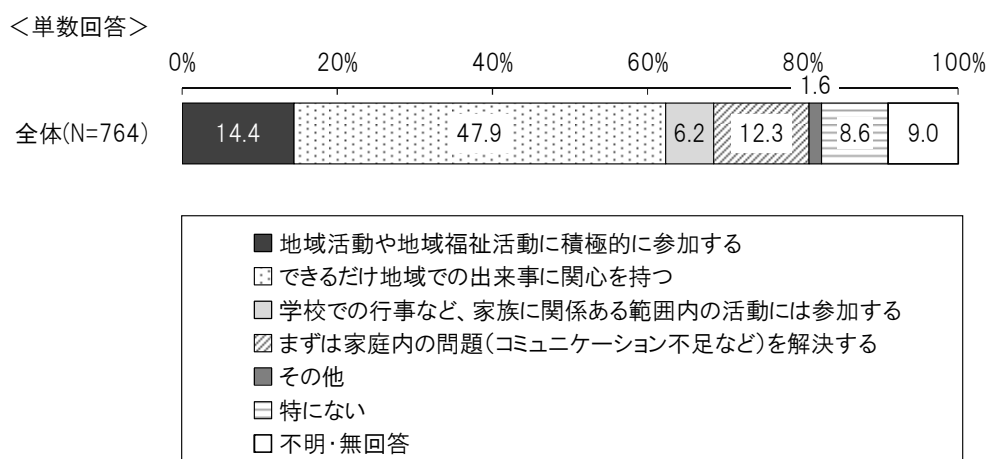
■日々の暮らしのなかで困りごとを抱える人から助けを求められた時、あなた自身はどう対応したいと思いますか。

「できるだけ対応したい」が63.5%と最も高く、次いで「対応したいができれば避けたい」が11.9%、「積極的に対応したい」が7.2%となっています。



■私たち一人ひとりが安心して地域のなかで暮らしていくために、住民のひとりとして、あなたはどのようなことができますか。

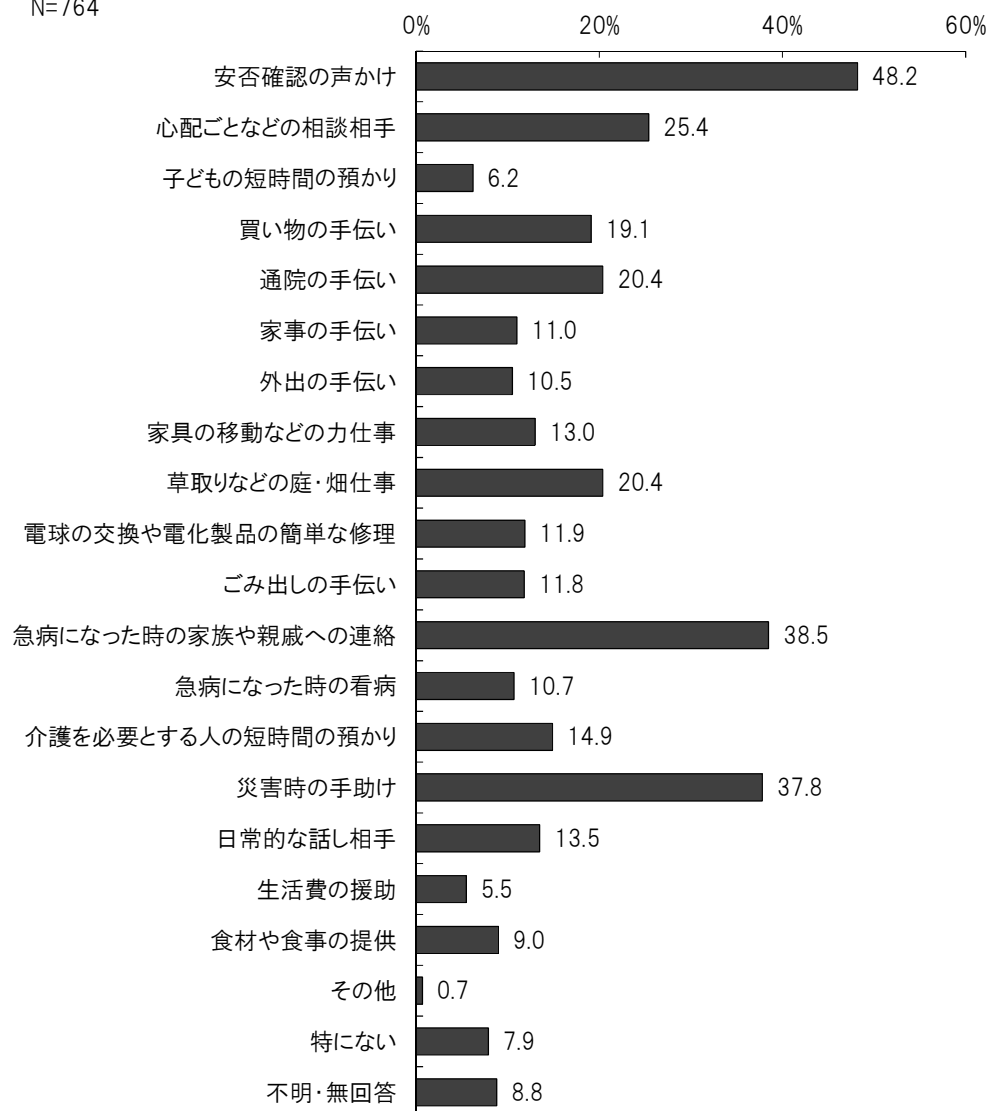
「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が47.9%と最も高く、次いで「地域活動や地域福祉活動に積極的に参加する」が14.4%、「まずは家庭内の問題（コミュニケーション不足など）を解決する」が12.3%となっています。



■あなたやご家族に助けが必要になった時、地域の人たちにどのような支援をしてほしいと思いますか。

「安否確認の声かけ」が48.2%と最も高く、次いで「急病になった時の家族や親戚への連絡」が38.5%、「災害時の手助け」が37.8%となっています。

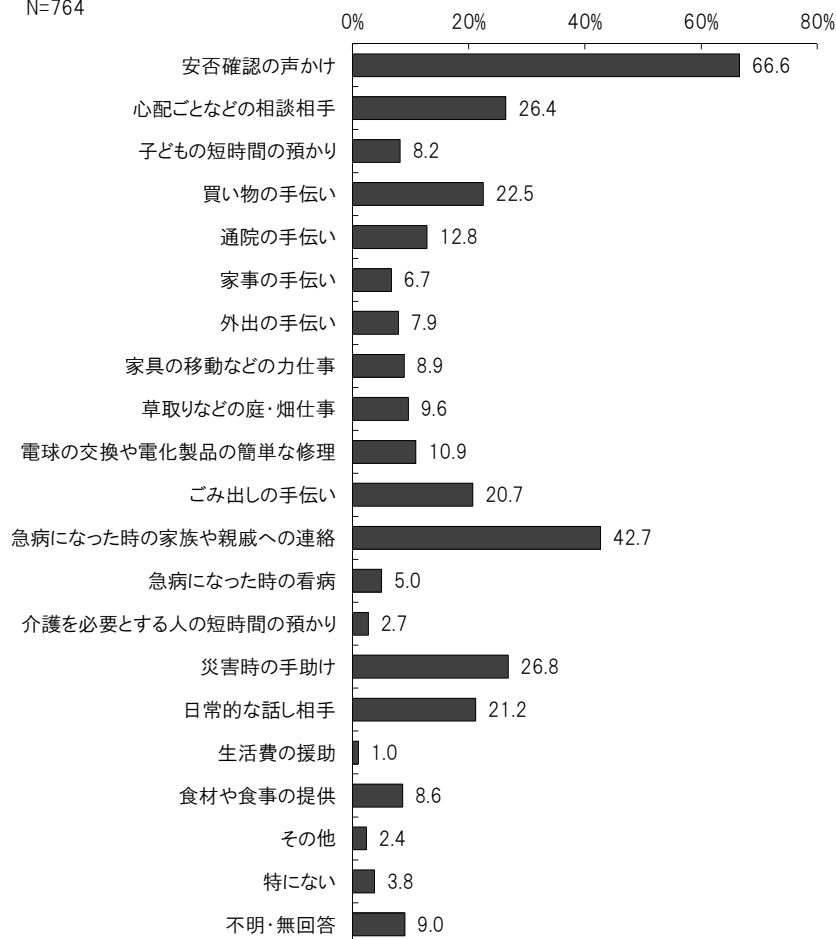
<複数回答>
N=764



■あなたの身近なところで、困っている人がいた場合、あなた自身はどのような支援ができると思いますか。

「安否確認の声かけ」が66.6%と最も高く、次いで「急病になった時の家族や親戚への連絡」が42.7%、「災害時の手助け」が26.8%となっています。

<複数回答>
N=764



<課題把握調査（福祉従事者からの意見）>

- 生活困窮者が地域で孤立しないための地域住民の理解、日常支援をするためのつながりが必要。
- 保護世帯者の生活のあり方で、地域支援体制を充実させた方が良いのではないかと。
- 障がい者が地域で暮らすためには、近隣住民への理解を求めなければならない。行政、自治会・民生委員等の果たす役割が大きい。
- 地域の施設や学校を利用した地域とのつながり、結びつきや輪を広げる活動を行う。
- 地域の見守り、声かけが必要。



取り組みの方針

地域とのかかわりが希薄になり、孤立しがちな生活となっている人や世帯、家族だけでは支援が難しい認知症高齢者や障がいのある人、外国人、生活に困窮する人や世帯などが安心して暮らせる支援の充実をめざし、地域での組織的な福祉活動を進めます。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 行政区や老人会、民生委員・児童委員などによる見守り活動について理解を示し、可能な限り協力するとともに、活動する人たちに対し否定的な姿勢でのぞむことなく、労いの気持ちと言葉かけを大切にします。
- 隣近所に気にかかる人がいたら、身近なつながりのなかで支援していくために、行政区や老人会、民生委員・児童委員などと協力し合います。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 「地域課題」を地域全体で解決できる仕組みづくりを推進します。
- 地域の中で、支援や見守りを必要とする方々への支援活動を推進します。

公助（行政が進めること）



- 地域福祉活動を進める際の課題となっている個人情報の取り扱いについてのルールづくりを進めます。
- 行政区や老人会、民生委員・児童委員などによるひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯、子育て世帯、障がいのある人、外国人など支援が必要な人や世帯の見守り活動を支援します。
- 事業者が、その事業活動を行いながら実施に努める見守り活動について、組織的な取り組みとなるよう関係者間で検討し、調整を図っていきます。
- 買い物支援について、商工会議所・商工会や販売店の事業者などの関係者に対し理解と協力を求める取り組みを進めます。

3 災害時の避難に備える

現状・課題

東日本大震災や熊本地震を機に、防災を含め地域全体の安心・安全なまちづくりに対する市民の意識が高まるとともに、自主防災組織等の地域コミュニティが果たす役割の重要性が地域で再認識されています。

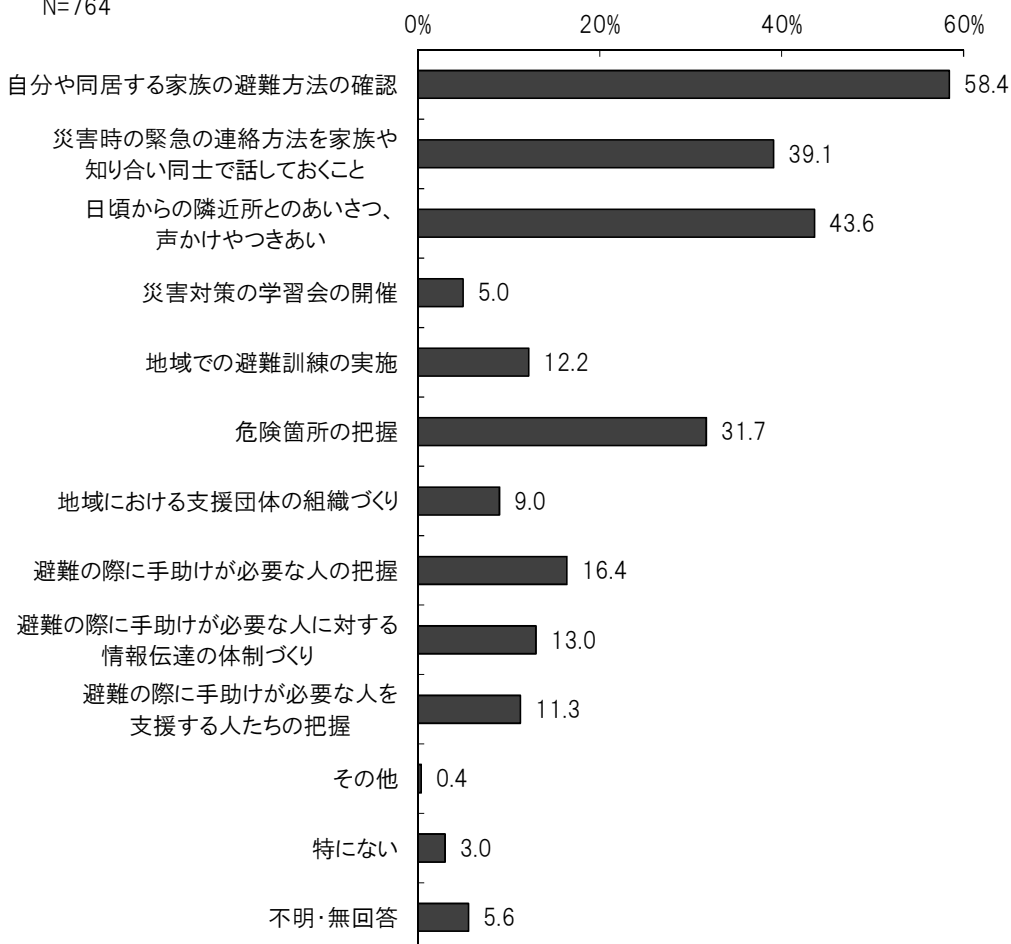
地域の安心・安全をみんなで支えるためには、緊急時・災害時だけでなく平常時から、あらゆる主体が連携し合い、地域で相互に支え合う体制を構築することが重要です。また、避難行動要支援者支援制度などの各種制度が利用されるよう、制度の普及促進をより一層図る必要があります。

＜アンケート調査＞

■地震や台風などの災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。

「自分や同居する家族の避難方法の確認」が58.4%と最も高く、次いで「日頃からの隣近所とのあいさつ、声かけやつきあい」が43.6%、「災害時の緊急の連絡方法を家族や知り合い同士で話しておくこと」が39.1%となっています。

＜複数回答＞
N=764



＜課題把握調査（福祉従事者からの意見）＞

- 災害に強いまちづくりの実施。近隣同士の助け合い、支え合いのある地域社会を実現していく。
- 災害時の対応を家族でも日頃から話し合っておくようにする。
- 日頃から災害時を想定し、誰もが動けるまたは、役割を持って行動できるよう準備しておかねばならない。



取り組みの方針

日頃から、地域住民の協力により要支援者の把握を行い、支援体制の強化、防災知識の啓発等により防災に関する意識を高め、地域全体での支援のネットワークづくりを推進します。要支援者の避難支援など地域福祉に必要な個人情報については、ルールに沿って情報の共有化を図ります。

取り組み内容

自助・互助（市民・地域の役割）



- 災害時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払い、防災用品、避難経路、避難場所や危険箇所などを確認しておきます。
- 市が実施する避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについて理解し、可能な限り協力します。
- 地域での防災や減災に関する取り組みに参加します。
- 災害時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。

共助（主に社会福祉協議会が進めること）

- 大規模災害時を想定し「災害ボランティアセンター」の設置と関係機関・団体等と連携し訓練等を行うことにより、災害時の円滑なボランティアの受入体制を図ります。
- 災害時に緊急避難的に対応できる近隣等の社会福祉協議会と連携強化を図ります。

公助（行政が進めること）



- 避難場所や避難経路などについて周知します。
- 自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練などへの支援を行います。
- 住民の防災意識を高めるよう、広報誌や講座などを通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。
- 避難行動要支援者名簿の作成や活用などに関わる取り組みについての理解と協力を求める取り組みを進めます。
- 災害時に必要となるさまざまな対応を想定して、避難準備情報などの伝達訓練や防災訓練を行います。
- 災害時に一般避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先として、医療機関や福祉施設が十分に活用できるよう、施設側との連携・協議を深めます。

第5章 計画の推進に向けて

1. 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

(1) 住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。

特に、「団塊の世代」をはじめ、高齢者の人たちには、現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域における福祉活動の大切な担い手として、積極的に参画することが期待されます。

(2) 地域の組織・団体の役割

行政区や民生委員・児童委員協議会、老人会などは、これまでの活動実績からみても、地域における福祉活動を推進していくリーダー的な地域の組織・団体です。

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけでなく、個々の組織・団体の特徴を活かし、お互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていくことが期待されます。

(3) ボランティア団体の役割

住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、住民への福祉活動にとどまらず、活動内容の住民各層への広報や、行政への施策提言などを行うことが期待されます。

（４）福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、住民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供などに、積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

（５）社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない住民の立場に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割を担っています。それを果たすために、本計画に基づき、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人などの社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動を推進していくことが期待されます。

（６）行政の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には住民の福祉向上をめざして、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、各地区の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。

２．計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、住民や福祉関係団体の代表、行政や学識経験者などにより構成する協議体を設置します。この協議体で地域福祉の進捗状況を評価し、必要に応じて、取り組みの見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。

資料編

(1) 平戸市地域福祉計画策定委員会条例

平戸市地域福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく平戸市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、平戸市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域福祉計画の策定に関して必要な事項を調査審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選出された市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画が策定されるまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員の報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、平戸市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年平戸市条例第36号）別表に規定する「その他の委員」の額とする。

(守秘義務)

第8条 委員及び会議に出席した者は、公正かつ誠実に職務を遂行し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行日後最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(この条例の失効)

3 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 平戸市地域福祉計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属団体名（職名）	備考
(1) 公共的団体等の代表者	村 川 泰 夫	平戸市手をつなぐ育成会副会長	
	田 淵 俊 雄	平戸市老人クラブ連合会会長	
	白 石 富 子	平戸市母子寡婦福祉会会長	
	松 本 聖 二	平戸防災ネットワーク会長	
	末 吉 久美子	平戸市食生活改善推進協議会会長	
	本 川 誠	生月町身体障害者福祉協会会長	
	田 口 昭 二	平戸市PTA連合会副会長	
	森 宮 子	田平町ボランティア連絡協議会 （おもちゃ図書館ひまわり代表）	
	黒 崎 洋 介	平戸市社会福祉協議会会長	会長
	宮 本 照 芳	平戸市民生委員児童委員協議会連合会 会長	副会長
	松 本 康 博	平戸市介護支援専門員連絡協議会会長	
	福 井 幸 子	きらきらひらど☆おやこねっと代表	
(2) 学識経験を有する者	福 田 邦 子	長崎県県北保健所地域保健課長	
	坂 本 雅 俊	長崎国際大学学科長・教授	
(3) 公募により選出された市民	前 田 昭 代		

(3) 平戸市地域福祉計画策定委員会開催状況

開催日	策定経過
平成 29 年 8 月 8 日	第 1 回策定委員会 地域福祉計画策定にあたっての考え方 地域福祉計画策定スケジュール アンケート調査の実施について 平戸市地域福祉計画の検証について
平成 29 年 10 月 25 日	第 2 回策定委員会 平戸市地域福祉計画骨子（案）について
平成 29 年 11 月 30 日	第 3 回策定委員会 平戸市地域福祉計画骨子（案）について
平成 30 年 1 月 16 日	第 4 回策定委員会 平戸市地域福祉計画（素案）について
平成 30 年 2 月 8 日	第 5 回策定委員会 平戸市地域福祉計画（素案）について
平成 30 年 3 月 16 日	第 6 回策定委員会 平戸市地域福祉計画（素案）について 平戸市地域福祉計画（概要版）について

（４）用語解説

【あ行】

●アウトリーチ

「外へ（out）手を伸ばす（reach）」という意味のアウトリーチは、社会福祉の分野で、支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取り組みの意味で用いられてきた。困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、支援拠点に足を運ばない人の場合、従来の施設型支援から取りこぼされることが多い。アウトリーチはこうした潜在的なニーズとつながる手法として開発された。最近ではさまざまな分野でアウトリーチの取り組みが必要とされ、その意味は広がりを見せている。不登校や非行、ニート、引きこもりなどの若者への対応では、主に訪問支援をアウトリーチと言っている。子育て支援では、要支援家庭に対する保健師などの訪問支援は以前より行われてきたが、子育て環境の孤立化などを背景に、予防支援の重要性が認識されるようになり、誰もが立ち寄れる場を提供する地域子育て支援拠点事業もアウトリーチの一環とされる。

●運営適正化委員会

社会福祉法第 83 条に基づき、県社会福祉協議会に設置された公平・中立な第三者機関で、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営を確保するための助言・勧告を行うほか、社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業において提供されるサービスに係る処遇の内容に関する苦情、福祉サービス利用契約の締結、履行または解除に関する苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査もしくは斡旋または県知事への通知を行う。

●NPO（法人）

NPO とは、Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略で、営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。

【か行】

●介護保険制度

高齢化、要介護高齢者の増加、介護家族の負担増大、福祉サービスの不足、社会的入院・老人医療費の膨張などを背景に、介護の社会化を目的として平成 12 年から開始された社会保険方式による強制加入の制度。65 歳以上の人を第 1 号被保険者、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者を第 2 号被保険者という。

●特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

介護保険法に基づく、65 歳以上の人であって、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人を入所させる施設。

●共同生活援助（グループホーム）

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。グループホームとも呼ばれる。

●軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホームは、身寄りがない、または、家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な高齢者を「自治体の助成を受ける形」で、比較的低額な料金で入居できる福祉施設。

●地域子育て支援拠点施設

育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の一つ。

【さ行】

●災害ボランティアセンター

主に災害発生時、他地域からのボランティアや支援物資の受入れ、整理、調整など、ボランティア活動を効率よくすすめるための組織。

●サロン

互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

●自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。

●児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う者。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

●社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則などを盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人など、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画などの作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

●障害者総合支援法

障がいのある人および障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人および障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

●自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業および特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

●身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

●生活困窮者自立支援（制度）

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業の実施を定めた生活困窮者自立支援法に基づく制度。

●生活福祉資金貸付（制度）

社会福祉協議会による低所得者、障がいのある人または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としたもので、資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額などそれぞれの用途に応じて実施されている。

●生活保護

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

●精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、１級、２級、３級とされている。市町村が窓口であり、２年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

●地域ケア会議

介護保険サービスの利用者か否かにかかわらず、支援が必要な高齢者などを対象に効果的なサービス提供をするために、地域ケアの総合調整などを行う会議。

●地域包括支援センター

平成 17 年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3職種が業務分担することになる。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

●地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるケアシステム。

●デイサービス（通所介護）

介護保険法に基づく、介護老人福祉施設などに通い、入浴・排泄・食事などの介護、生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

●出前講座

市が行っている仕事のなかで、知りたい・聞きたいと思っている内容を講座メニューのなかから選んでもらい、市内に在住・在勤・在学のグループ・団体のもとへ職員が出向き、説明するもの。

【な行】

●日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分のため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理などを行うもので、契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

●認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

●認知症サポーター養成講座

講師であるキャラバン・メイトと市が協働で行うもので、地域や職域・学校などで認知症の基礎知識について、また、認知症サポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ。

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

介護保険法に基づく、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排泄などの介護や機能訓練を行うサービス。

【は行】

●パブリックコメント

（国民・住民・市民など）公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続（制度）とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

●避難行動要支援者（名簿）

平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。また、同法では、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けることが規定された。

●ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・ワークショップ開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動などを行なう組織。

【ま行】

●民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力など。

【や行】

●要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童などに関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

【ら行】

●療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

(5) アンケート調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、「第2期平戸市地域福祉計画」の策定にあたり、市内にお住まいの方々の福祉観、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、市民の方々のご意見やご提言を広くお聞きし、同計画に反映していくことを目的に実施しました。

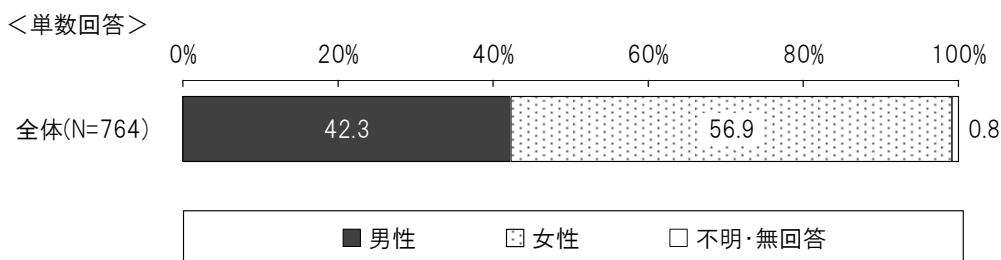
2. 調査の概要

調査地域	：	平戸市全域
調査対象者	：	平戸市在住の 18 歳以上から地区別、性別、年齢別の割合を加味した層化抽出法により 2,000 名を抽出
調査期間	：	平成 29 年 9 月 1 日～10 月 23 日
調査方法	：	郵送による配布・回収

配布数 (A)	回収票数 (B)	回収率 $\frac{(B)}{(A)}$
2,000	764	38.2%

3. 調査対象者についての回答

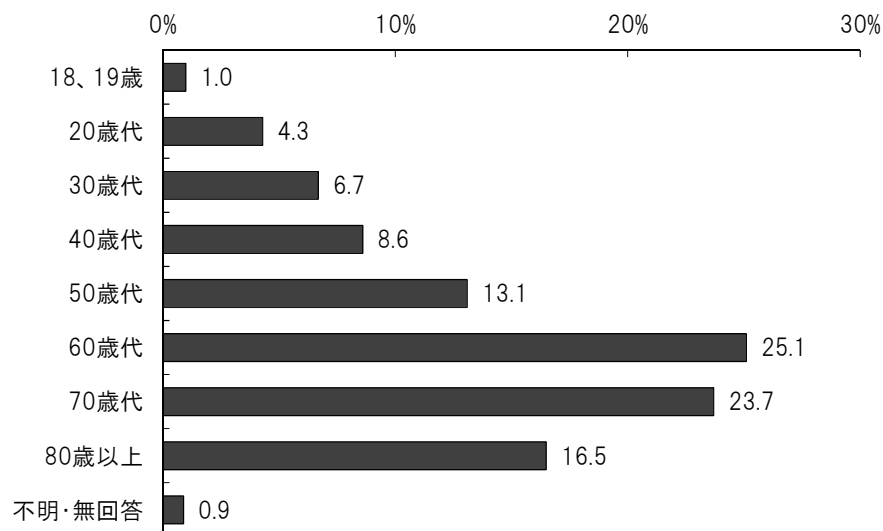
○ あなたの戸籍上の性別は？（1つだけ○）



※アンケート結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

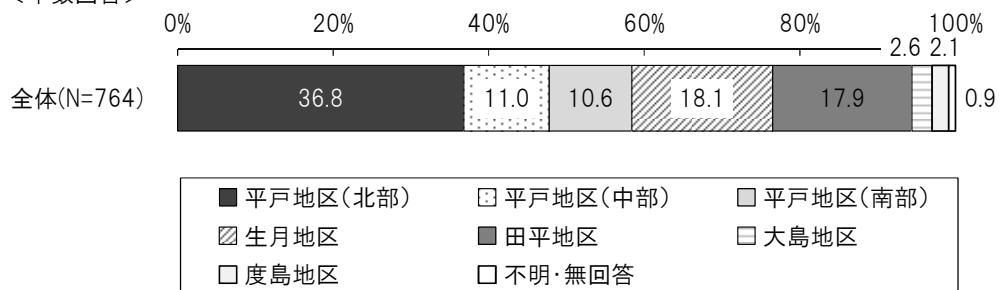
○ あなたの年齢は、何歳ですか。（１つだけ○）

<単数回答>
N=764



○ あなたが住んでいる地区はどちらですか。（１つだけ○）

<単数回答>



福祉シンボルマーク



※この作品は、「福祉の『ふ』を原型に、助け合い（相互扶助）が咲かせる花」をデザインしたものです。

平成 18 年度に市内の福祉関係団体が参加して開催される「平戸市福祉健康まつり」の実行委員会である平戸市福祉健康まつり実行委員会が、福祉のまちづくりを進めていく様々な場面で活用できる福祉シンボルマークを公募し、多数の応募の中から選考したものです。

第 2 期平戸市地域福祉計画

発行年月◎平成 30 年 3 月

発行◎長崎県 平戸市 福祉課 総務班

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

TEL : 0950-22-4111 / FAX : 0950-22-4421